

平成19年12月6日（木曜日）第1号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	12頁
○出席議員	14頁
○欠席議員	14頁
○説明のため出席した者	15頁
○職務のため出席した事務局職員	16頁
○開会宣告	17頁
○開議宣告	17頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	17頁
○日程第 2 会期の決定	17頁
○諸般の報告	17頁
○日程第 3 議案第118号から	
日程第41 議案第156号まで	17頁
○休会の件	21頁
○散会宣告	21頁

平成19年12月10日（月曜日）第2号

○議事日程	23頁
○本日の会議に付した事件	23頁
○出席議員	23頁
○欠席議員	23頁
○説明のため出席した者	23頁
○職務のため出席した事務局職員	25頁
○開議宣告	26頁
○日程第 1 一般質問	26頁
21番 阿部春市議員	26頁
11番 平山秀直議員	35頁
2番 井上浩議員	45頁
26番 加藤磐議員	56頁
○散会宣告	63頁

平成19年12月11日（火曜日）第3号

○議事日程	65頁
○本日の会議に付した事件	65頁
○出席議員	65頁
○欠席議員	65頁
○説明のため出席した者	65頁
○職務のため出席した事務局職員	67頁
○開議宣告	68頁
○日程第 1 一般質問	68頁
1 番 花 田 進 議員	68頁
1 2 番 木 村 博 議員	81頁
6 番 伊 藤 永 慈 議員	85頁
1 8 番 秋 元 洋 子 議員	93頁
○散会宣告	100頁

平成19年12月12日（水曜日）第4号

○議事日程	101頁
○本日の会議に付した事件	101頁
○出席議員	101頁
○欠席議員	101頁
○説明のため出席した者	101頁
○職務のため出席した事務局職員	103頁
○開議宣告	104頁
○日程追加の議決	104頁
○追加日程 議案第157号	104頁
○日程第 1 議案第118号から 議案第156号まで	105頁
○休会の件	106頁
○散会宣告	106頁

平成19年12月18日（火曜日）第5号

○議事日程	107頁
-------	------

○本日の会議に付した事件	108頁
○出席議員	110頁
○欠席議員	111頁
○説明のため出席した者	111頁
○職務のため出席した事務局職員	112頁
○開議宣告	113頁
○黙 禱	113頁
○日程第 1 議案第136号から	
日程第 8 議案第156号まで	114頁
○日程第 9 議案第135号から	
日程第11 議案第143号まで	120頁
○日程第12 議案第141号から	
日程第14 議案第157号まで	122頁
○日程第15 議案第144号から	
日程第23 議案第153号まで	123頁
○日程第24 議案第118号から	
日程第40 議案第134号まで	125頁
○日程第41 発議第5号	126頁
○委員会付託省略の議決	127頁
○日程追加の議決	127頁
○追加日程 議案第158号から	
追加日程 核兵器廃絶平和都市宣言まで	128頁
○委員会付託省略の議決	129頁
○市長あいさつ	131頁
○閉会宣告	132頁

平成19年五所川原市議会第6回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成19年12月6日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 4 議案第119号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算
- 第 5 議案第120号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第 6 議案第121号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第 7 議案第122号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 8 議案第123号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第124号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第10 議案第125号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第126号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第12 議案第127号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第13 議案第128号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第14 議案第129号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第15 議案第130号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
- 第16 議案第131号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算
- 第17 議案第132号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第18 議案第133号 平成19年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第19 議案第134号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第20 議案第135号 五所川原市農業集落排水処理施設設置条例案
- 第21 議案第136号 五所川原市税条例の一部を改正する条例案
- 第22 議案第137号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第23 議案第138号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例
案
- 第24 議案第139号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改

- 正する条例案
- 第25 議案第140号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例案
- 第26 議案第141号 五所川原市し〜うらんど海遊館設置条例の一部を改正する条例案
- 第27 議案第142号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案
- 第28 議案第143号 五所川原市ふれあい牧場研修施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第29 議案第144号 五所川原市・野池沼群県立自然公園・野園地使用料条例の一部を改正する条例案
- 第30 議案第145号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第31 議案第146号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第32 議案第147号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案
- 第33 議案第148号 市道路線の廃止について
- 第34 議案第149号 市道路線の廃止について
- 第35 議案第150号 市道路線の廃止について
- 第36 議案第151号 市道路線の認定について
- 第37 議案第152号 市道路線の認定について
- 第38 議案第153号 市道路線の認定について
- 第39 議案第154号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第40 議案第155号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散について
- 第41 議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分について

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 4 議案第119号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 5 議案第120号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算

- 第 6 議案第 1 2 1 号 平成 1 9 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 7 議案第 1 2 2 号 平成 1 9 年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 8 議案第 1 2 3 号 平成 1 9 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第 1 2 4 号 平成 1 9 年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第 1 0 議案第 1 2 5 号 平成 1 9 年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第 1 1 議案第 1 2 6 号 平成 1 9 年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 1 2 議案第 1 2 7 号 平成 1 9 年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 1 3 議案第 1 2 8 号 平成 1 9 年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第 1 4 議案第 1 2 9 号 平成 1 9 年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第 1 5 議案第 1 3 0 号 平成 1 9 年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
- 第 1 6 議案第 1 3 1 号 平成 1 9 年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算
- 第 1 7 議案第 1 3 2 号 平成 1 9 年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第 1 8 議案第 1 3 3 号 平成 1 9 年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第 1 9 議案第 1 3 4 号 平成 1 9 年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第 2 0 議案第 1 3 5 号 五所川原市農業集落排水処理施設設置条例案
- 第 2 1 議案第 1 3 6 号 五所川原市税条例の一部を改正する条例案
- 第 2 2 議案第 1 3 7 号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 2 3 議案第 1 3 8 号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 2 4 議案第 1 3 9 号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 2 5 議案第 1 4 0 号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例案
- 第 2 6 議案第 1 4 1 号 五所川原市し〜うらんど海遊館設置条例の一部を改正する条例案
- 第 2 7 議案第 1 4 2 号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案
- 第 2 8 議案第 1 4 3 号 五所川原市ふれあい牧場研修施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第 2 9 議案第 1 4 4 号 五所川原市・野池沼群県立自然公園・野園地使用料条例の一部を改正する条例案
- 第 3 0 議案第 1 4 5 号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第 3 1 議案第 1 4 6 号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案

- 第32 議案第147号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例案
- 第33 議案第148号 市道路線の廃止について
- 第34 議案第149号 市道路線の廃止について
- 第35 議案第150号 市道路線の廃止について
- 第36 議案第151号 市道路線の認定について
- 第37 議案第152号 市道路線の認定について
- 第38 議案第153号 市道路線の認定について
- 第39 議案第154号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第40 議案第155号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散について
- 第41 議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分について
-

出席議員（29名）

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	11番	平山	秀直	議員
12番	木村	博	議員	13番	田中	賢一	議員
14番	山口	孝夫	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	古川	幸治	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	福士	寛美	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員
26番	加藤	磐	議員	27番	三湊	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員
30番	葛西	収三	議員				

欠席議員（1名）

10番	高杉	利彦	議員
-----	----	----	----

◎説明のため出席した者（28名）

市 長	平 山 誠 敏
総 務 部 長	三 上 裕 行
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
会 計 管 理 者	中 村 健
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水 道 事 業 所 長 心 得	工 藤 勝
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 俊 昭
選挙管理委員会 委 員 長	川 浪 太 刀 男
選挙管理委員会 事 務 局 長	三 上 隆
農業委員会 会 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小 田 桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
市 民 課 長	長 尾 晶 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男

農林水産課長	工藤雄三
土木課長	三上義博

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	岩川静子
議事係長	小林耕正
庶務係長	飛鳥順一

午前10時18分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。
これより平成19年五所川原市議会第6回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、18番秋元洋子議員、19番稲葉好彦議員、20番磯邊勇司議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から18日までの13日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から13日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。
市長より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第14号 専決処分の報告
についてであります。この報告書は、お手元に配付しておきましたから御了承願います。
-

◎日程第 3 議案第118号から

日程第41 議案第156号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補
正予算から日程第41、議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う
財産処分についてまでの39件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成19年五所川原市議会第6回定例会に上程されました議案の提案理由を説明いたします。

議案第118号は、平成19年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1億3,767万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ312億3,059万6,000円とするものであります。

議案第119号は、平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から5,061万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,615万2,000円とするものであります。

議案第120号は、平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から362万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,588万6,000円とするものであります。

議案第121号は、平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に19万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,383万9,000円とするものであります。

議案第122号は、平成19年度五所川原市老人保健特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に4,768万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,876万7,000円とするものであります。

議案第123号は、平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に3億1,287万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,479万5,000円とするものであります。

議案第124号は、平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に952万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,143万7,000円とするものであります。

議案第125号は、平成19年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に7億9,908万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億715万8,000円とするものであります。

議案第126号は、平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に9,130万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,583万1,000円とするものであります。

議案第127号は、平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から333万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,514万2,000円とするものであります。

議案第128号は、平成19年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に238万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ463万8,000円とするものであります。

議案第129号は、平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に151万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ273万9,000円とするものであります。

議案第130号は、平成19年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に140万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ197万円とするものであります。

議案第131号は、平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に87万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ131万円とするものであります。

議案第132号は、平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算であります。資本的収入及び支出の予定額を収入14億4,922万5,000円、支出15億5,857万5,000円とするものであります。

議案第133号は、平成19年度五所川原市水道事業会計補正予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入66億3,178万6,000円、支出14億6,916万5,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入11億5,180万1,000円、支出19億2,025万2,000円とするものであります。

議案第134号は、平成19年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入1億2,031万8,000円、支出9,607万4,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1億4,248万5,000円、支出2億654万1,000円とするものであります。

議案第135号は、五所川原市農業集落排水処理施設設置条例案であります。農業集落排水処理施設の使用料体系を統一するため提案するものであります。

議案第136号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例案であります。入湯税に関する規定を整備するため提案するものであります。

議案第137号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案であります。各種手数料の額を改めるため提案するものであります。

議案第138号は、五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。五所川原市教職員住宅の使用料月額を改めるため提案するものであります。

議案第139号は、金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例案であります。金木高等学校市浦分校の授業料月額を改めるため提案するものであります。

議案第140号は、五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例案であります。五所川原市中央公民館及び金木公民館の使用料を改めるため提案するものであります。

議案第141号は、五所川原市し〜うらんど海遊館設置条例の一部を改正する条例案であります。し〜うらんど海遊館の使用料等を改めるため提案するものであります。

議案第142号は、五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案であります。五所川原市牧野の使用料等を改めるため提案するものであります。

議案第143号は、五所川原市ふれあい牧場研修施設設置条例の一部を改正する条例案であります。五所川原市ふれあい牧場研修棟の使用料を改めるため提案するものであります。

議案第144号は、五所川原市・野池沼群県立自然公園・野園地使用料条例の一部を改正する条例案であります。・野公園の公園敷地及び公園施設の使用料ほか所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第145号は、五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案であります。曲水の館の使用料を改めるため提案するものであります。

議案第146号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。市営住宅の建てかえ事業により、住宅の一部を管理開始するとともに所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第147号は、五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案であります。土曜日の外来診療を休診することに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第148号から議案第150号までは、いずれも市道路線の廃止についてであります。道路法第10条第3項の規定により、市道路線を廃止するため提案するものであります。

議案第151号から議案第153号までは、いずれも市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するため提案するものであります。

議案第154号は、つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。つがる西北五広域連合規約の一部を変更するため提案するものであります。

議案第155号は、ふるさと交流圏民センター事務組合の解散についてであります。平

成20年3月31日をもってふるさと交流圏民センター事務組合を解散することについて、地方自治法第288条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第156号は、ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。平成20年3月31日をもってふるさと交流圏民センター事務組合を解散することに伴う財産処分に関し、地方自治法第289条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明7日は議案調査のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、明7日は休会とすることに決しました。

なお、8日及び9日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る10日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分 散会

平成19年五所川原市議会第6回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成19年12月10日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(29名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	5番 山田 善治 議員
6番 伊藤 永慈 議員	7番 吉岡 良浩 議員
8番 成田 和美 議員	9番 鳴海 初男 議員
10番 高杉 利彦 議員	11番 平山 秀直 議員
12番 木村 博 議員	13番 田中 賢一 議員
14番 山口 孝夫 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 古川 幸治 議員
18番 秋元 洋子 議員	19番 稲葉 好彦 議員
20番 磯邊 勇司 議員	21番 阿部 春市 議員
22番 桑田 茂 議員	23番 福士 寛美 議員
24番 木村 清一 議員	25番 野呂 國四郎 議員
26番 加藤 磐 議員	27番 三 瀉 春樹 議員
28番 川浪 茂浩 議員	29番 工藤 武則 議員
30番 葛西 収三 議員	

欠席議員(1名)

4番 齊藤 一郎 議員

説明のため出席した者(30名)

市 長	平山 誠敏
総務部長	三上 裕行

財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
經 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
会 計 管 理 者	中 村 健 治
金 木 總 合 支 所 長	福 井 定 義
市 浦 總 合 支 所 長	成 田 義 正
西 北 中 央 病 院	平 山 耕 一
事 務 局 長	
水 道 事 業	工 藤 勝
所 長 心 得	
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	阿 木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
監 查 委 員	大 野 欽 也
監 查 委 員	高 橋 俊 昭
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 會 長	川 浪 太 刀 男
委 員 長	
選 挙 管 理 委 員 會 長	三 上 隆
事 務 局 長	
農 業 委 員 會 會 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 會 會 長	鈴 木 正 德
事 務 局 長	
總 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小 田 桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明 子
市 民 課 長	長 尾 晶 子
国 保 年 金 課 長	鎌 田 和 廣
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
家 庭 福 祉 課 長	中 野 博 之
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	三 上 義 博

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高橋 満 直
次 長	岩川 静 子
議事係 長	小林 耕 正
庶務係 長	飛鳥 順 一

◎開議宣告

- 副議長（三潟春樹） ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。
休会前に引き続き会議を開きます。
-

- 副議長（三潟春樹） 議事に入る前に申し上げます。
市長より発言したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。
市長。

- 市長（平山誠敏） 一登壇一

議長のお許しをいただき、皆様に一言御報告申し上げます。

既に御案内の議員もおられるとは存じますが、山田晴雄副市長から病気療養のため今定例会への出席がかなわない旨の申し出があり、当職もこれを許可いたしましたので、ここに御報告を申し上げます。

当職としては、副市長が健康を回復され、一刻も早く公務復帰されることを願うものであります。また、議員各位におかれましては、副市長が公務復帰に向け療養に専念することについて、なおしばらくの間特段の御理解を賜りますよう当職からお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

以上です。

- 副議長（三潟春樹） これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。
-

◎日程第1 一般質問

- 副議長（三潟春樹） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。
また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、21番阿部春市議員。

- 21番（阿部春市議員） 一登壇一

おはようございます。昨日開催された津軽自動車道全線開通記念ウォークに参加された皆様、本当に御苦労さまでした。また、悪天候の中を準備に当たられた職員の皆様にも心からお礼を申し上げたいと思います。立派な道路が完成したものと実感した次第であります。同時に、貴重な体験となりました。以上申し述べて、質問に入ります。

平成19年第6回定例会に当たり、一般質問させていただきます。当市の財政は、まさに厳しい状況下にあります。行政は生き物であると思っています。金がなければ知恵を出せとは、昔から言われてきた言葉であります。そうした観点から、今回の質問を組み立てていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問の第1点目は、地域と連携した特色あるモデル学校づくりについてであります。現在教育界を取り巻く環境は、さまざまな問題が発生して、その対応に苦慮している状況が続いております。そうした中で、当市においては大きな事故、事件もなく、1年が過ぎ去ろうとしています。行政として、子供たちにより教育環境を与えてやることが求められています。私は、この質問をするに当たり、八戸市の島守小学校を見本としています。児童数が86人で、地域が学校を支えています。教育に対する関心が高く、協力的で子供会の活動が活発に行われ、学校裏には小川が流れ、水車小屋があり、炭焼き窯があり、水力発電所までつくったということです。そして、5年生になると、総合的な学習時間で米の有機農法にチャレンジしています。田植えから稲刈り、脱穀まで保護者の協力を得ながら体験して、それを発表していたのであります。このほかにもいろいろあるのですが、時間の関係でこれ以上は紹介しませんが、まさに地域と学校が一体となって教育実践活動をしているのが島守小学校であります。この資料については、事前に教育委員会のほうに届けてございます。ここでは、いじめ、登校拒否もないそうでありませぬ。私たちの年代では、こうでないにしても、いろいろな形で地域と一体となった活動があったものです。それが近年少なくなっているようです。サラリーマン化した教師にも責任があるのではないか、またうちの子に限ってというマンモス校の親たちもいるようです。当市管内では、嘉瀬小学校を初めいろいろところで現在もこのような小さな活動をしてございます。行政として、よい教育環境づくりをすると同時に、平たんな学校運営の中に、小さくても何かきらっと輝く、そうした特色あるモデル校をつくっていくべきではないかと思えます。島守小学校は内外から注目されていますが、1年や2年でできるものではありません。子供は地域の宝である、その宝を磨くのが学校であるという考え方が底流にあると感じました。どうぞ前向きに検討してほしいと思えます。以上申し上げて、新市の活性化対策第8弾として御提言申し上げます。

質問の第2点目は、指定管理者制度についてであります。立佞武多の館は平成15年、それ以外は平成17年と18年に合わせて54カ所の施設に指定管理者制度を導入していますが、導入前と比べてサービスが低下していないかどうかであります。苦情等は来ているのか、その辺の説明を求めます。あわせて、この主目的は経費面の節約にあります、現状はどのようになっているのかであります。また、この制度導入によって新たな雇用

の創出が期待されたわけですが、どのように把握しておられるのか質問させていただきます。

次に、質問の第3点目は、農業行政、稲のわら焼き対策についてであります。この課題は、当市の秋の風物詩となって久しく、厄介物となってきたのであります。ところが、ことしは少なかったのです。ある会合で御婦人から、「ことしはわら焼きスモッグが少なかったですね」と言われたのであります。私は、この要因は何か早速調査をしました。確かに、つがる市方面から西風に乗ってくるのも少なかったようであります。ことし6月の定例議会でワーコム米を市農協でことしから作付に入ったと紹介しましたが、結果はつがるロマンとまっしぐらを合わせて90ヘクタールの作付面積でございました。そして、個人では市内の農業者3人が合わせて80ヘクタールを大ロール化していたのであります。これは、県や市農協と相談しながら取り組んでいました。このほかにも、小ロール化している農家もありますが、実態としては確認できませんでした。市農協のまるっど新鮮館では、小ロールが肥料用として大分販売したようであります。また、県が進めたふりーでん事業もありました。こうした取り組みがわら焼き防止になっていたのです。農家の皆さんが言われたことは、ことしは稲刈り時期、天候に恵まれたのでロール化できたが、来年も同じとは限らないと言っていました。また、ワーコム米は水はけの悪い場所では作付に適していないとも言っていました。このような難点もあるのです。この議場に米農家出身の人もおられます。私よりも詳しいかと思えます。ただ、私は当市の長年の課題が少しずつ克服されつつあることをうれしく思っているのです。そして、さらにこの対策を進めていくべきと考えているのであります。現在のところ、ワーコム米の作付面積の拡大とロール化を推し進めることが大切であると思えます。また、このほかに市では来年度から新しい事業にも着手するようですが、その内容の説明を求めたいと思えます。

そこで、ことしの実態として、私の調査した内容を申し上げましたが、市のほうで把握している内容はどうか確認したいと思えます。

次に、このことを考えたときに、転作組合のウエートが大きいです。任意の組合ではありますが、協力してもらえないものか。すべての組合は無理としても、やれるところから実施すればよいと考えるものですが、検討できないものでしょうか。

あわせて、品目横断的経営安定対策の補助の適用はできないものでしょうか。県の「攻めの農林水産業」のタイトルのもと、健康な土づくりにあわせた事業展開を図っていくべきと考えます。市として、どのように考えておられるのか質問し、1回目の質問とします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員の行政改革について、指定管理者制度についてお答えいたします。

指定管理者導入に当たっては、公の施設の管理権限をほぼ完全な形で市以外の者にゆだねるものでありますから、それぞれの施設ごとに指定管理者の候補者を1、運営能力、2、経済的効率性など、総合的な観点から公共施設を管理するにふさわしい組織であるかどうか議会に諮った上で指定をしているところであります。御質問については、そのようなサービス低下のないように指定管理者を行うべく、事前に議会の了承を得て指定管理者を指定しているところでありますが、サービス低下はないものと認識しております。ただし、経費節約を旨とした管理をする上で、指定管理者と利用者との間にサービスの低下とも受け取られるような事例がないとは言い切れませんので、各施設所管課において指定管理者に対し月報の提出を義務づけていることはもちろんのこと、クレーム関係についても迅速に市が把握し、改善の余地のあるものについては積極的に指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 教育長。

○教育長（木下 巽） 阿部議員の地域と密着した学校づくり、モデル校づくりをするべきではないのかという御質問についてお答えいたします。

議員よりいただきました資料には、八戸市立島守小学校のさまざまな地域連携活動が紹介されており、まことにすばらしいものと敬服した次第であります。地域の方々が一団となり、全戸で学校を支援し、学校田での米の有機農法の学習や水車小屋を使用した米の精米、窯づくりから始めた炭づくりの体験など、まさしく生きた体験学習を行っているものと感じました。また、クラブ活動による島守神楽の継承保存に努めるなど、まことに頭が下がる思いであります。

当市における地域と学校の連携の現状についてでございますが、飯詰小学校の米づくり体験や炭焼き体験、羽野木沢小学校のリンゴ生産体験、東小学校の米づくり体験、三好小学校の三好獅子舞の継承活動、嘉瀬小学校、金木南中学校の奴踊りの継承活動、金木小学校のさなぶり荒馬踊りの継承活動などを実施している状況でございますが、地域の全戸が学校を支援して活動を展開している学校はございません。本日お話しいただきました地域と連携した特色あるモデル学校づくりにつきましては、各学校長を初め関係者と協議してまいりたいと考えております。

阿部議員におかれましては、今後ともさらなる御指導と御教授をお願い申し上げ、答弁いたします。

○副議長（三淵春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 阿部議員の指定管理者制度につきまして、私から2点答弁させていただきます。

まず、1点目の指定管理者を導入したことによる経費節減についてであります。現状はどうなっているかということでございます。お答えいたします。指定管理者制度導入による経費削減についてでありますけれども、指定管理者導入による経費削減の主なものは、人件費でございます。これは、この制度を導入した施設では、人件費の削減になります。市全体から見ますと職員が他の部門に転属になるわけございまして、直ちに大きな削減効果は望めないところでございます。しかし、現在職員の定数の削減を行っている中で、この制度の導入によりまして将来において大きな効果を上げることができると考えております。

その次に、指定管理者制度導入によって新たな雇用の創出があったかどうか、実態はどうかということでございます。お答えいたします。当市の指定管理者の現状を率直に申し上げますと、指定管理者制度導入前のいわゆる管理委託制度、自治法改正前の公共的団体に管理委託できると、こういう制度でございます。その制度のもとで活用していた施設については、当時管理委託業務を受託していた公共的団体等がその良好な管理実績に照らしまして、公募を経ずにそのまま指定管理者に指定したものが多くございます。したがって、大きな雇用の創出という意味では、従前指定管理者による管理をしていなかった施設、例えば斜陽館、三味線会館などです。それから、新たに完成した施設、例えば立佞武多の館、それから楠美家が当たると思っています。このほかは、効果としては顕著ではないと認識してございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） わら焼き対策についてお答えいたします。

まず最初に、ワーコム米とロール化の実施面積でございますが、今年度のワーコム米作付面積は、市農協米穀部会の農家50戸により、議員おっしゃるとおり約90ヘクタールが作付されてございます。

次に、ロール化の実施面積でございますが、大小ロール合わせまして290.4ヘクタールでございます。なお、市農協では小ロールを1ヘクタール相当分、約300個を販売したということでございます。

次に、ワーコム米の増産やわらのロール化を拡大するための転作組合等に協力のお願いができないかとの御質問でございますが、必要な機械の導入や販売ルートの確立などの条件整備が整いますれば可能と思われますので、お願いをしてみたいと考えてございます。

次に、品目横断的経営安定対策の補助でございますが、対策としての補助メニューはございませんが、本対策の導入など、農政の抜本的改革に当たりまして、平成19年度から21年度までの3年間を集中期間といたしまして、担い手の育成確保に重点的に取り組むための地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業をスタートしてございます。この事業は、認定農業者等がロールベアラー等の農業機械や農業施設を整備するに当たりまして、金融機関から農業経営基盤強化資金、スーパーLでございますが、等の貸し付けを受け、残りの自己負担部分に対しまして担い手育成総合支援協議会を通じまして、5%から30%までの間で補助を行う事業でございます。

次に、県の攻めの農林水産業の中では日本一健康な土づくり運動を掲げてございまして、その基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、現在具体的な運動プラン案を作成している段階でございます。最終的なものはまだ示されてございません。市といたしましても、健康な土づくり、もちろん重要と考えてございます。よい土づくりのため、作物に合った土づくりの取り組みの指導と助成、また稲わらを水田にすき込むための農業機械に対する補助などの日本一健康な土づくり実践事業が平成20年度で終了する予定とのことですので、わら焼き防止を図る上からも、県には事業の継続を要望してみたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（三淵春樹） 21番。

○21番（阿部春市議員） 御答弁いろいろありがとうございました。

教育長、第1点目の教育長答弁あったように、この地域と密着した学校づくりというのは、いわゆるやる気だと思ふんです。やる気、教育委員会で積極的に前に進めないと、この事業なかなか前に進まないと思ふので、どうぞこれから鋭意検討していただきますようお願いをしておきます。

それから、2点目の指定管理者制度について、2点さらに質問します。1点目は、ふるさと交流圏民センターの事務組合がことしいっぱいで解散することが今定例会に提案されています。運営を指定管理者に移行することによって、節約が可能と判断したようでありますけれども、その内容の説明を求めます。加えて、このオルテンシアでは自主事業も実施しているわけでありますけれども、これはどのようになるのか説明を求めた

いと、こう思います。

それから2点目は、この制度はいわゆる国の指導に基づいて実施してきたものであります。制度の目的が委託先で十分理解されているのか、また委託費の予算が来たので、それに合わせて予算を余さないようにやればよいといった考え方になってはいないのかということが気になることでもあります。特に自主事業をしている委託先でございます。市として指導、チェック体制を確立すべきと思いますけれども、どのように考えているのか質問します。そして、各施設によって市役所の窓口が違っている実態になっていきます。やっぱり指導、チェック体制をするためには、組織の一元化という方法はとれないものか、その辺の質問をさせていただきます。

それから、稲のわら焼き対策について、これも2点質問します。先ほども申し上げましたけれども、ワーコム米の作付面積の拡大にさらに取り組むべきだと、こう思うわけでありまして。これ、市農協からの情報によりますと、来年度はさらにふえて全体として100ヘクタール程度になるようでありまして。いろいろ問題はあるにしても、力を入れて取り組んでいる結果がこういう結果になっているんだと思いますけれども、市としてもいろんな機会をとらえて農家の皆さんにアピールすべきじゃないかと、こう思います。この辺、どのように考えているのか質問させていただきます。

それから2点目は、ロール化のことでございますけれども、ことしからロール化を始めた農家を訪問してきました。大型機械1台で約1,000万円したそうです。その資金として、国の補助が3分の1、残りの3分の2は融資でスーパーL資金を活用したと、こう言っていました。これは、いわゆる品目横断対策の中の補助メニューなんです。規模の大小はあるにしても、ロール化する農家が一人でもふえてほしいと、そのために国の補助事業のメニューを広く市民に知らせてほしいし、情報を提供すべきと考えますけれども、いかがですか。

また、五所川原市特別融資制度推進会議が開催されているようでありますけれども、この制度の内容の説明を求めたいと思います。

さらには、畜産農家がロール化することによって別に補助があると、こういうふうに言われていますけれども、どんな内容なのかあわせて質問し、2回目の質問とします。

○副議長（三淵春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 指定管理者制度につきまして、さらに2点御質問がございました。

まず、ふるさと交流圏民センター、今定例会で議案としてお願いしてございます。御質問は、運営を指定管理者に移行することによって節約が可能、その辺の判断の説明で

ございます。お答えいたします。ふるさと交流圏民センターにつきましては、現在各構成町の12月定例会に上程されております解散に関する議案の議決を待たなければ、軽々には申し上げられないということをまずお断りいたしまして、各構成市町の議会が滞りなく関係議案を議決された場合という前提での答弁をさせていただきます。初めに、同組合解散の動機につきましては、実質的に100%と言ってもよい運営経費を当市が負担しておりまして、事実上市の施設と認識している圏域住民が多数であろうと、また市とは別個の意思決定機関、組合の議会がありますので、それにより市の利害と組合の利害が対立する場合も考えられなくはないこと、このようなことから指定管理者の移行をただいまお願いしているわけでございます。その効果として、職員数の縮減を実施している状況下において、同組合に派遣されている市職員を市の他の部門へ配置することで採用抑制をしつつも、市の人員体制を維持することが可能となるほか、圏民センターの管理を行う職員が常勤公務員でなくなることによりまして、経費を節減することが可能であると考えております。なお、当面は組合運営から市の管理へ移行し、安定させるため、直営による管理を想定しておりますが、少なくとも組合解散により組合議会に関する経費相当分は確実に節減できると申し上げることができると考えております。

また、オルテンシアの自主事業につきましては、単に採算が合わないからとの理由で圏域住民からすぐれた芸術文化に触れる機会が奪われるようなことがあってはならないと考えておりますので、市の責務として当該指定管理者の管理へ移行したとしても、最小限の市の関与の部分として残されてしかるべきと考えております。

次に、制度の目的が委託先で十分理解されているか、また委託費の予算に合わせて予算を余さないようにやればよいといった考えになっていないか、また市としての指導、チェック体制、それに伴う市役所の窓口の一本化できないかという御質問にお答えいたします。まず、議員御懸念のような事態が生じないよう、適正に指導、監督してまいりたいと考えております。施設によって市役所の窓口が異なるという点につきましては、それぞれ施設の所管課があり、最も当該施設について精通し、経験、技術があるのは、やはり所管課であります。さらに、指定管理者による管理へ移行したとしても、最終的な施設の管理責任は行政財産としての施設を管理する所管課に留保されているわけですので、具体的な要望、苦情等の処理は施設所管課が担当することが当然であろうと考えております。しかしながら、要望、苦情等を実際に受けとめるのは所管課であるにしても、要望、苦情等の処理経路として、入り口である受け付け窓口を一本化するという御提言に対しましては、昨今のサービス業の主流としての顧客満足度を重視する傾向から、大変重要なものでありますので、参考にさせていただいた上で、検討してまいりたいと

考えております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まず最初に、ワーコム米の来年度の作付予定面積でございますが、市農協米穀部会によりますと、約100ヘクタールとなっております。市といたしましては、説明会の開催や広報紙への掲載などにより、議員おっしゃるとおり参加農家の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、機械の資金に関する補助メニューの情報提供でございますが、各地区の意見交換会や農業委員会だよりにより情報提供してございますが、わら焼き防止、土づくりを図るためにも、今後ともさらに徹底してまいりたいと考えてございます。

次に、五所川原市特別融資制度推進会議の内容でございますが、認定農業者等が農地の取得や農業用機械の購入に当たりまして、スーパーLや農業近代化資金等の農業制度資金の貸付申請に際しまして、その資金計画や経営状況等を審査し、認定する機関でございます。なお、この会議の構成は農林漁業金融公庫、県農業信用基金協会、西北地域県民局、市農業委員会、市などの10機関で構成されてございます。また、先ほど申し上げましたスーパーLにつきましては、時期により少し変動がございまして、利子助成を行ってございます。

次に、畜産農家が稲わらをロール化するための補助制度についてでございますが、稲わらをロール化する機械のリース事業であります日本一健康な土づくり農業実践事業がございまして、2分の1の補助となっております。当市ではことし3件が決定されてございます。これにつきましても、さらに情報提供をしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

○副議長（三淵春樹） 21番。

○21番（阿部春市議員） いろいろ答弁をいただきました。細かい部分については、もう少し議論を深めたいなど、こういう部分もありますけれども、時間の関係もありますので、再々質問に入らせていただきます。

1点だけ、稲わら対策について質問させていただきます。現在五所川原農業は後継者不足などでさまざまな課題を抱えておりますけれども、わら焼きスモッグが少なくなったことは喜ばしい限りだと、こう思っています。市農協では、ロール機械、大小それぞれ1台ずつ所有し、営農組合に貸し付けしているそうです。ロール化というのは、短期間の勝負なんです。農家の人たち、この時期大変忙しいわけでありまして。この条件とし

て、やっぱり乾燥していることが条件だそうでありまして、汚れたものは肥料になります。これが今の実態なわけですし、そこで提案したいと思うんですけども、農家が忙しいときに、やっぱりこのわら焼きスモッグを防止するんだということでの市民参加のわら焼き防止対策として、市民に農家応援というふうなことで呼びかけをして、ロール化、そしてふりーでんに取り組んでいただきまして、お土産に稲わらを差し上げるというふうにはいかがなものかと、こういうふうを考えるわけであります。しかし、全体としては、やっぱり市としてもこの防止のために何かアクションを起こすべきじゃないかと、こう思うんですけども、来年度に向けて検討できないものかどうか、この答弁を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

わら焼き防止対策といたしましては、現在広報活動と巡回指導、それからふりーでん、すき込みの推進、ワーコム農法の推進などを実施してございます。年々その効果が上がってきてございますが、議員御提案の市民参加のわら焼き防止対策につきましても、大変有効であると思われまので、今後検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、11番平山秀直議員。

○11番（平山秀直議員） 一登壇一

平成19年第6回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

さきの参議院選において、改革路線は継続するが、改革を急ぐ余りそこから取り残された人たちやセーフティーネットを含む対応が十分ではなかったという大きな民意が示されたことを認識し、負担増、地域格差の是正など、市民生活に重きを置いた政策を実現していかなければならないと考えております。そして、これまで以上に生活者のための政策、都市から地方へ、大企業から中小企業へ、企業から家計への波を起こし、だれもが誇りと希望を持って生きることができる社会の実現を目指していくべきと考えます。

そこで、通告の第1点は、高齢者医療制度の負担増凍結についてお伺いいたします。昨年の医療制度改革で高齢化の進行に対応した新しい制度をスタートさせ、70歳から74歳までの窓口負担が1割から2割に引き上げられることが予定されておりました。また、75歳以上の高齢者については、扶養親族で保険料を支払うことになっておりました。しかし、その後政権合意がなされ、構造改革が進む中で、負担増、格差が広がるおそれ

があり、高齢者の置かれている状況に配慮し、緩和措置を図るべきとの声にこたえて、凍結の結果が出されました。70歳から74歳の窓口負担2割を現状の1割負担のまま1年間据え置き、また75歳以上の一部の方に保険料の負担をお願いする制度も保険料を来年の9月まで半年間は免除し、その後の半年間も9割軽減することになりました。この点、当市としてはこの現状をどのように御認識し、今後の見通しについてどう考えているかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、児童扶養手当、妊産婦無料健診の拡大についてお伺いいたします。まず、児童扶養手当についてですが、平成15年の法改正では、離婚後の生活の激変緩和と自立を促進する趣旨で、支給開始から5年後に一部削減、最大では2分の1にされることとなっております。しかし、現状の母子家庭の母親の就業状況が依然として厳しいことを踏まえて、自己プロジェクトチームでは、児童扶養手当の一部削減の凍結を主張し、母子家庭の母親の就業状況が改善して平均収入が上がるまで凍結を続けることに決まりました。この点、当市ではどのように受けとめ、今後の見通しはどのようなになっているかお伺いいたします。

次に、妊産婦無料健診の拡大についてですが、国では平成19年度まで子育て支援事業と合わせて200億円であったのが、大幅に拡大されて約700億円の予算を盛っております。今後の地方財政措置の拡充では、妊婦健診の助成に限った金額ではございませんが、それでも従来の2回分の無料健診に比べて大幅な拡大があったはずであります。県内でも今年度5回に向け検討中の自治体が多いようではありますが、この点当市の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、通告の第3点目、地域活性化対策についてお伺いいたします。せんだって改正都市計画法が11月30日施行され、大型店舗の出店地域がこれからは制限されることになりました。この法律の趣旨は、御承知のとおり中心市街地の再生を目指して、1店舗当たりの延べ床面積が1万平方メートルを超える大型店などの出店地域を規制する法律であります。これは、中心市街地の空洞化に歯どめをかけ、高齢社会に適したコンパクトなまちの形成を目指して、公明党も強く推進したまちづくり三法の見直しの一環であります。改正法により、大型店の立地は工業、準住居、第2種住居の地域で原則禁止し、商業、近隣商業、準工業の3地域に限定する。これにより、無秩序な郊外開発を抑制し、客の流れを市街地に誘導することがねらいであります。今後は、にぎわいを取り戻すための地域の創意と工夫、やる気が問われることとなります。そこで、国が11月8日に提案された元気再生事業の創設について、どのように当市では受けとめ、その支援策、地方税財政上の対応について、今後どのように取り組んでいくのか、そのお考えについて

お伺いたします。このことは、地域間格差と言われる問題が生じ、それを活性化させ、地方の活力の低下を大きく回復させ、人口流出による地方の衰退を食いとめるための道筋を明確に定める大変重要な政策であると認識しておりますので、御誠意ある、熱意ある答弁を求めたいと思います。

以上、大きく3項目について質問いたしますが、市長及び関係部長の答弁をよろしくお願いたします。

○副議長（三瀨春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 平山秀直議員の高齢者医療費制度についてお答えいたします。

平山議員御承知のとおり、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢者に対応した仕組みとして、高齢者の独立した医療制度である後期高齢者医療制度が創設されます。本県におきましても、本年2月、青森県後期高齢者医療広域連合が設立され、連合長に佐々木青森市長が選任され、私も連合議員として本制度に参画いたしております。先月27日、第1回の連合議会が開催され、その制度等について質問をし、当市の財政状況が逼迫されないよう要望もしてまいりました。

平山議員御質問の高齢者医療費の現状についてでございますが、現在70歳以上75歳未満の方が医療機関で受診したときの自己負担割合は、保険証と高齢受給者証を提示することにより、原則1割、現役並み所得者は3割の負担で、国民健康保険事業で対処することになっております。また、75歳以上の方、そして65歳以上で寝たきりなど一定の障害のある人は、老人保健制度で医療を受けることになり、医療機関で受診する際は保険証と一緒に必ず医療受給者証と健康手帳を提示しなければなりません。その自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者は3割負担となっております。

次に、2点目の高齢者医療費の今後についてでございますが、後期高齢者医療制度の導入等による制度改正によって、平成20年4月から医療機関で受診する際は、70歳から75歳未満のうち現役並みの所得がある方は、これまでどおり3割の負担、それ以外のこれまで1割の方々の自己負担を2割に引き上げることになっていましたが、この見直しが凍結され、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は自己負担が1割に据え置かれ、平成21年4月からは2割負担になる予定です。また、今まで75歳以上の方、そして65歳以上で寝たきりなど一定の障害のある人は、現在老人保健制度で医療を受けておりますが、平成20年4月からは後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。後期高齢者医療制度で受診する際は、1人に1枚交付される保険証により診療を受け、その費用については現在の老人保健制度と同じように1割、現役並みの所得者は3割を自己

負担することになります。

五所川原市長として、また連合議員として、広域連合と連絡を密にし、高齢者の方々にふさわしい医療制度を受けていただくとともに、高齢者の方々へのサービス向上に努めてまいり所存でございますので、平山議員におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 児童扶養手当の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

児童扶養手当につきましては、父母の離婚や父親の死亡等によって父と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されており、所得制限はございますが、大方の母子家庭が支給の対象となっております。年3回の支給で、当市の12月の支給額は841世帯、1億3,559万円となっております。

児童扶養手当の減額措置につきましては、離婚の増加等によって児童扶養手当の受給者が増加する中、離婚後などの生活の激変を一定期間で緩和し、自立を促進するため、法の改正によりまして手当の支給開始から5年、または支給要件に該当してから7年を経過したときは、手当を最大半額まで減額し、支給することが定められました。この一部支給停止措置は、平成20年4月から導入される予定であり、支給額等の詳細につきましては、今年12月の国の予算編成の過程で政令等で明らかにされる予定である旨、これまでは県から説明を受けておりました。その後、県の情報によりますと、政府与党児童扶養手当に関するプロジェクトチームにおける検討結果では、政令を制定するに当たっては、一部支給停止措置対象者として、母子ともに健康であるにもかかわらず、就労意欲が見られない者についてのみ支給額の2分の1を支給停止すべきであるとし、これ以外の者については一部支給停止措置は行わないものとされております。また、就労意欲が見られない者の具体的な認定方法や事務処理の変更等については、追って厚生労働省から示される予定でございますので、詳細が判明いたします来年1月または2月に県において担当者会議を開催し、説明される予定となっておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○副議長（三潟春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 平山議員の御質問にお答えいたします。

妊産婦健診についてでございますが、妊婦健康診査は妊娠中の健康管理を徹底し、早産を防ぎ、正常な出産を迎えるために13回から14回受診することが望ましいとされてお

り、多くの自治体でそのうち2回程度公費負担をしてきている現状にあります。少子化が進む中、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところであり、本年1月、厚生労働省より少なくとも5回程度の公費負担を実施することが原則であるとの通知が出されたところではありますが、当市においては今年度これまでどおり2回の公費負担を実施しております。

なお、10月現在の県内の公費負担の状況であります。公費負担14回実施が三戸町、7回実施が鱒ヶ沢町、5回実施が黒石市、むつ市など14市町村、3回実施が十和田市、2回実施が当市を含め23市町村となっております。

次に、当市の今後の見通しについてであります。当市の保健事業につきましては、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代に対し、その健康の保持増進のため各種事業を展開しているところであります。少子化が進む中、妊娠中の健診費用の負担軽減を図り、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、公費負担拡大を実施することも含め、今後の財政状況を精査し、新年度予算編成に向けて検討してまいりたいと考えております。

なお、県内の状況につきましては、青森県こどもみらい課によりますと、10月時点では32市町村が新年度から公費負担5回以上の実施ということでありましたが、さらに11月の県による聞き取り調査では、5回未満の8市町村についても5回実施に向け検討中とのことを伺っております。

よろしく願いいたします。

○副議長（三瀧春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 元気再生事業の取り組みについての御質問がございました。お答えいたします。

政府の地域活性化統合本部におきまして、去る11月30日に地方再生戦略を決定し、地域の自主的なプロジェクトを直接支援する地方の元気再生事業の創設がされ、来年度予算案に反映されるものでございます。県におきまして、地域住民や企業、NPOなどの提案の中からプロジェクトを選定し、国が専門家の派遣などソフト分野を中心に事業の後押しをするものでありまして、地方の課題をコンパクトシティの推進等による経済活動の活性化が求められる地方都市、農林水産業等の持続的な発展等が求められる農山漁村、国土保全の最前線の役割を担いながらも高齢化に直面する中での生活機能の維持等が必要な基礎的条件の厳しい集落の3つの分類でとらえまして、プロジェクトの立ち上がり段階を支援する内容となっております。当市におきましては、今後詳細な事業内容や県当局からの情報の把握に努めながら、取り組みを検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 11番。

○11番（平山秀直議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の高齢者医療制度についてですけれども、後期高齢者医療制度について若干お尋ねします。まず、この75歳以上の後期高齢者制度、新たに法制化されましたけれども、その内容についてきちっと御説明していただきたいという点と、当市ではこの後期高齢者のうち、3割負担になっていらっしゃる方の人数は大体どのくらいいらっしゃるものなのか、現実には。そんなにいらっしゃるのではないかなという気はしているんですけども、その人数を教えてくださいと思います。

第2点目は、制度加入の直前のこの被保険者の被扶養者であった方の保険料の負担の特別対策というのは、軽減策であるんですけども、これはどういう制度なのかということです。この後期高齢者制度のうち、当市ではこの低所得者に今後とも十分、特に75歳以上となれば、もうほとんどの方が年金暮らし、かといって年金といっても低額な年金で生活していらっしゃる方が非常に多く、この医療費の負担というのが少しでも多くなりますと、それ以外にも負担が出てきた場合に大変苦勞しているという方々、後期高齢者多いものですから、その点の現状を踏まえて十分低所得者に配慮した形のをきちんと当市として考え、そしてまた国にも要望していかなきゃいけないのではないかなというふうにして考えますので、この後期高齢者医療制度について、制度がこうだからこういうふうになるんだというような説明ではなくて、十分市民の気持ち、感情、後期高齢者の75歳以上の方々がふだんどういふふうな生活をして医療を受けていらっしゃるか。ほとんどの方が病院に通っていらっしゃる方が多いのではないかなと思いますけども、そういう中でこの低所得者という方々が現状でどういふふうな形で医療制度を受けて、そして今後どういふふうな不安を覚えているのか、この辺も十分配慮した形でこの制度というのを周知徹底して、今後の見通し、制度を実施していかなきゃいけないと思いますので、この点の考えをお伺いします。

次に、第2点目の児童扶養手当、妊産婦健診について。これは、要は当市が少子化対策をどのように考えていくのかという大きなテーマだと思います。その中で、いろんな少子化対策について当市では行っているわけですけれども、財政的な面だけが強調されて、9月にも母子家庭のことについていろいろと質問させていただきましたけれども、やはりこの児童扶養手当、凍結になったなというような思いをしております。この国の予算では、先ほど申しましたように児童扶養手当に関しては、国の制度では自立を促すというふうに言っているわけですけれども、現実には当市の場合、働きたくても働く場所がないというのが現状でありまして、これが全国至るところに現状としてあるというこ

とで、この児童扶養手当の5年後の支給の凍結というのを踏み切った形になったと思います。ですから、当市でもこの母子家庭の就業状況、今後も十分応援していただきたいと思いますけれども、当市でこの母子家庭に対して自立を促す就業について、何か策を講じているのかと。なかなか働く場所がないのは十分わかっております。かといって、行政でどっか仕事見つけてこいというような形だけでは、なかなか母子家庭の方たちが自立していけない状況にありますので、この点当市ではこの母子家庭の自立を促す点について、どのように支援しているのかお尋ねしたいと思います。

それから、妊産婦健診について、民生部長、御答弁いただきました。5回の健診やっているところが県内では14市町村ですか。今後32市町村が5回の健診を検討中であると。厚生労働省のほうで、この妊産婦健診も含めた少子化の予算、倍以上にしちゃっているんです。当市でその予算の額も倍近くの予算が交付金として来ているんですけども、妊産婦健診にこれ反映されていないわけです。相変わらずの2回であると。これは、一体この交付金は当市ではほかに何に使っているのかなというふうにして問われても仕方ありません。担当部局では、昨年度も5回健診まで何とか無料健診の実施をということで、財政部のほうに要請しているらしいですけれども、財政のほうではいろいろな理由で2回にとどまっているという状況です。多いお金が来ているにもかかわらず、相変わらずの2回にとどまっていると。ほかに何か使っているんですか。この点をお尋ねしたいと思います。

それから、年間の新生児、大体何人ぐらいいらっしゃるのか、当市の場合。そうすると、この妊産婦健診の予算額というのも大体計算できますので、大体年間新生児というのは何人ぐらいいるんですかと。そうすれば、大体何百万ぐらいというようにして数字が出てきますんで、お教えしていただきたいと思います。

それから、この妊産婦健診も含めて、市長に当市の少子化対策として、この児童扶養手当も含め、妊産婦健診も含め、出産、育児、そうした子供たちの生命、それから経済的な負担、これについて市長はどうお考えなのか、市の考えをお尋ねしたいと思います。

それから、最後に3番目の地域活性化のことについて、地方再生プロジェクト、こういう新しい事業が創設されました。これは、新しい内閣ができて、地方の地域格差をやはり是正していかなきゃいけない、地方のいろいろな行政サービス、元気なまちをつかっていかなきゃいけない、この声にこたえたプロジェクトとしてこの政策が打ち出されたわけでございます。前に元気応援する何だかプログラムという事業が国のほうで出されました。そのときの当市の対応を私は見ていました。ああ、国のほうで地方のためにお金くれるから、早く何か計画を立てて、計画書を出さなきゃいけないみたいな感じで、

とりあえずこういう事業を出しておこう、それで元気応援プログラムの事業に関して予算要求していると。これが実態でありました、私見ていて。今回こういう新しい、さらに地域間格差を是正するための地方再生プロジェクトの創設。もう総務省のホームページでこの事業の大枠の概要、こういうのがもう全部資料で、一般市民でも見てどういふふうなものに該当するのかわかるわけです。五、六万の人口の地域で、都市のさまざまな活性化のためにどういふふうな事業を今後ソフト事業として取り組んでいくべきなのか、当市でもいろんな都市計画あるわけです。中心市街地の活性化のためのいろんな考え方があつたわけです。それを踏まえて、この事業をきちっと考えればいいことなんじゃないんですか。新しい事業が来たから、どういふふうにして考えればいいべというふうなのじゃ遅いわけです。なぜかといいますと、この地方再生プロジェクトの事業として、全国でモデル県として何県か選んだわけです。実際に予算措置されたわけです。それが北海道であり、青森であり、沖縄とかあつたわけです。青森県も選ばれたわけです。その青森県の中で実際に選定されたのは、むつとかなんです。なぜ五所川原でないんですかというふうな思いをされているわけです。だから、これは五所川原でもばほらつとしてはいられないのじゃないかなというふうに思います。ですから、この地方再生プロジェクトの事業に関して、いち早く対応をして、当市にも何とかこういうふうな計画があつたすんで、予算措置してもらいたいというふうなことで、市長が先頭になって頑張ってもらえればなという思いでこの質問をさせていただきましたけども、この点どういふふうにお考えかお伺いしたいと思つたす。

○副議長（三淵春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） まず、後期高齢者医療制度の内容についてであります。老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて新たな高齢者医療制度が創設されることとなります。これまでは、75歳以上の人は国保や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていましたが、来年、平成20年4月からはこれまで加入していた医療保険制度を抜けまして、新たに独立した医療保険制度となる後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。

次に、被用者保険の扶養者であつた方の保険料についてでございます。被用者保険の被扶養者の保険料は、20年度、21年度の2カ年は均等割を5割軽減することに決まつておりましたが、政府与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、均等割を20年4月、来年4月から9月まではゼロ、同年10月から21年3月までは9割軽減、

21年度は5割軽減とする方針というふうに伺っております。これが決定されますと、被用者保険の被扶養者であった者は、平成20年度は1年で均等割2,000円、21年度は5割軽減ということで2万200円になる見込みでございます。

次に、ちょっと前後いたしましたのが、当市において3割負担している人はどのくらいいるのかということでございましたが、ちょっと手元に資料がないもので、後ほど答えさせていただきます。

次に、低所得者についてでございますが、平山議員御承知のとおり、後期高齢者の保険料につきましては均等割と所得割で決定することになっておりますが、所得の低い人は世帯の所得水準に応じて保険料の均等割が7割、5割、2割が軽減されることになってございます。

次に、妊婦健診についてでございますが、先ほど申し上げましたように、当市では今年度2回実施してございます。それで、地方交付税について国から算定して入ってきているという御質問でございますが、地方交付税につきましては健診、妊婦に限らず子供から老人までの健診すべてにつきまして、大体4,000万程度交付税算入されているものというふうに認識してございます。その中で、細かい計算はできないんでございますが、妊婦健診につきましてはおおむね340万程度が交付税算入されているというふうに考えてございます。当市で現在2回無料の妊婦健診を行っているわけでございますが、2回実施いたしますと、約600万程度予算を見込んでございます。

それから、来年、新年度にどのくらいの新生児が生まれる見込みを持っているかということでございますが、毎年少しずつ減っております、来年は400人強ぐらいの新生児を見込んでございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 平山秀直議員の2回目の質問にお答えします。

今五所川原市の財政で一番大きく苦しんでいるというのは、やはりこの5年間で扶助費が10億増嵩したと、これが財政が悪化した一番の大きな原因ではなからうかというふうにも思っております。ただ、当市にとりましても、日本全体にとりましても、少子化問題というのは非常に大事な話でございますし、やはりこの社会情勢の一番の根幹をなすことであろうかと思っておりますので、その中にありまして、やはり先ほど民生部長の答弁にもございましたとおり、妊産婦の健診につきましては、来年度の予算編成に合わせて回数を拡充できるように今検討しているところでございます。どういう形で少子化対策に取り組めば一番いいのか、これからも皆様方のさまざまな意見をお聞きしながら

ら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 母子家庭の就業支援対策といたしましては、国では母子自立支援プログラムなど、各種の事業が創設されております。しかしながら、当市では母子自立支援員を配置していないなどのことから、現在まで実施に至っておりません。また、先ほどの与党プロジェクトチームの検討結果におきましても、母子家庭の就業支援施策については、その一層の充実強化を図るべきであるとされておりますので、これに伴う国の具体的な方針が示され次第、関係部局と協議検討してまいりたいと考えてございます。

○副議長（三潟春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 元気再生事業につきましてお答えいたします。

まず、平山議員からこれまでの事業に対する取り組みにつきまして御指摘がありました。真摯に受けとめまして、今後このようなことのないように努めてまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それから、元気再生事業につきましては、事業の内容につきましては確かに議員御紹介のとおり、ホームページ等で知ることができます。ただし、例えば市から県を通してどうやっていくかという具体的な事務の流れは、いまだ明らかになっていないようでありまして、原則的には県のほうが国に提案する仕組みと伺っております。19年度、先ほど議員からの御紹介にありましたむつ市と青森市の場合は、平成20年、来年1月から3月までに事業が実施できるものでなければならないということで、既に取りかかっている事業の中から県が選んだという事情がございます。20年度につきましても、詳しい情報はまだ県のほうからいただいております。ただ、そうも言ってはおりませんので、地域県民局が窓口になると思われまますので、情報の入手とこれからの事業の採択というんですか、提案を募ることがあれば、当市も現在やっている事業の中から、あるいはこの先行えるような事業の中から地域県民局のほうに訴えまして、ぜひとも事業実施に向けて努力したいと思っております。

以上であります。

○副議長（三潟春樹） 11番平山秀直議員。

○11番（平山秀直議員） それでは最後に、今最後の総務部長の答弁に関してお願いです。当市は、全国でも典型的なといいますか、人口は流出しているでしょう。雇用問題も、本当に求人倍率も幾らですか、0.24ぐらいあるんですか。0.48ぐらいですか。0.41です

か。それにしても、求人倍率少ないわけです。要は、働く場所がない。地域間格差が、人口が流出している、そうやって生まれている。中心市街地、非常に空洞化している典型的な例として五所川原はあるわけです。そういう中で、そういう地方を何とか活性化させたい、地域間格差を直してもらいたいというふうな思いで、新しく大臣になられた増田大臣ですか、この方が一生懸命地方のための考えてくれたわけです。その前の元気応援プログラムとかもそういう思いがあったんですけども、黒石市はこれを使って少子化対策のために妊産婦健診の無料健診、この応援プログラム使ってやった。それで、5回まで無料にしたので、あの財政が厳しい黒石でもそうやってやっている。当市も何か来たから何せばいいべじゃなくて、総務部長、そうでなくて、やはり今こういうのをぱっと出されたときに、今こうやって一生懸命五所川原市では「何とかしなきゃいけない」、「何とかせにゃあかん」みたいに、五所川原市も市長もないそでを一生懸命何とかしなきゃいけないと思って考えているでしょうから、私はそこを信じて、こういう取り組みに関してはもう少し積極的に、こういう考えがあるんだけども、県のほうで何とか国にやってくれないかというふうな熱意と考えを持っていてもらいたいんです。来たからその場で考えるというようなんじゃ、やっぱり行政は一体何やっているんだと、ふだん何考えているんだというふうにして市民から言われてもしょうがないと思います。この辺の熱意を私はお願いしたいなと思うんですけども、最後この点を御答弁いただいて終わります。

○副議長（三瀨春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 平山議員からの御提言をありがたく受けとめまして、庁内全体におきましてそのような体制を構築していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○副議長（三瀨春樹） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時34分 休憩

午後 1時04分 再開

○副議長（三瀨春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

2番、社会民主党の井上浩です。通告に従い質問をさせていただきます。

第1の質問は、五所川原市総合計画の基本構想推進についてです。今から16年前の平成3年に当市の平成4年からの20年構想が議論された際に、北五地方の中心都市としての当市の未来をかいま見せる施設として建設が始まったふるさと交流圏民センターの事務組合の解散手続が今定例会で進められることは、まことに時代の推移を感じさせるものです。そこで、この際中核病院建設を初めとしまして圏域の施設のありようについては、現在の総合計画の前期基本計画にありますように、当市が生活圏の中心都市としてふるさと市町村圏計画に基づく広域行政の推進を図り、圏域住民の福祉の向上に努めていかれますよう、そのことを痛感するところでございます。そのためには、いみじくも総合計画の中の第5章、構想の推進で強調されています市民のためのまちを市民の参画のもとに育て築いていくために、広範分野における市民参画機会の充実を図っていくことが何より大切と考えます。この点で、市長は本年3月定例会での私の市民参加の行政運営についての一般質問に対し、「集中改革プランにも記載される重要な市の政策形成、具体的な事務事業の実施に当たり、原案の段階で広く市民などから意見を求めていくパブリックコメント制度の導入などで、公約に掲げた徹底した情報公開による市民に開かれた行政の実現、さらにはインターネットなどを利用した市民の声が直接市長に届く行政運営、対話集会の開催なども」と答弁されました。

そこで、お伺いします。その1は、官民協働の推進と市政への市民参加意識の高揚へ、現在市民への負担増という形で痛みを伴う内容で本議会にも提案をされております使用料、手数料の値上げなどの問題に対して、パブリックコメント制度、これをどのように取り込まれるのか、2008年度に休廃止する事務事業など行財政改革に対してどのように取り込まれるのか、パブリックコメント制度ばかりでなく、対話集会の導入などについてもどのように取り込まれるのかお知らせをしてください。

その2は、五所川原市農業委員会主催の本年度の地区意見交換会で、五所川原農業振興の方策について、市長の御参加も得て意見交換されたことは大変に意義深い旨を去る9月定例会の場でも指摘をさせていただきましたが、同様に農家の声を直接聞き取るために現在進められています五所川原農業活力推進本部による農家の現状と将来意向アンケート調査は大切なものとなっています。そこで、この取り組み状況と今後の活用についてお知らせください。

その3は、広域行政の中心都市としての各種施策具体化の展望についてですが、先日西北五環境整備事務組合、そしてつがる西北五広域連合、さらには公立金木病院事務組合それぞれにおける状況につき、市長及び各事務局より議員各位には説明がありました。そして、本日の本会議の場では、事務組合の解散という、そのような提案の形で今オル

テンシアの問題が議論されていることに複雑な思いをいたすところでございます。中心都市としての当市が果たす広域圏での基本的なお考えについてお尋ねをしておきたいと思えます。

第2の質問は、入札制度等の見直しについてです。官製談合などの事件多発のため、国は地方公共団体に対しても一般競争入札の導入を指導しています。当市におきましても、去る3月定例会で法改正に伴い、契約事務規則の改正等につきまして、県内他市の状況も参考にしながら導入に向けまして必要な条件整備を進める旨が表明されています。各種工事の発注を一般競争入札に切りかえ、競争原理が働くようにすることは、当市の財政改革上も避けては通れないことと考えます。しかし、その一方で競争による低い入札は工事の品質や安全管理をないがしろにすることにつながるなどの指摘もあります。全国知事会の指針どおり、一般競争入札の対象を1,000万円以上に広げることについては、現在設計金額で一般競争入札の対象を4億円以上としている県では、業者を過度の競争に追い込むとして慎重な姿勢と言われます。しかし、八戸市のように、近年の平均落札率は80%前後で、試行的に実施している一般競争入札では平均落札率77%という結果が出ているところもあります。そこで、東北建設業協会連合会では、損益分岐点の計算から入札失格の基準価格を予定価格の85%以上にするよう要求とも報道をされています。

そこで、入札制度等の見直しについてお伺いします。その1は、一般競争入札制度導入準備の進捗状況についてです。一般競争入札制度導入準備へ、その進捗状況をお知らせください。

その2は、総合評価入札導入の検討についてです。総合評価入札は、2005年の公共工事の品質確保の促進に関する法律施行に伴い、建設コストを抑えつつ品質を確保するねらいで全国で導入が進んでいます。県内では、三戸町で市町村初の総合評価入札が導入されましたが、業者の辞退が相次ぎ、随意契約となった旨報道をされています。当市での検討はどうなっているのでしょうか。

その3は、入札参加資格と退職金制度加入についてです。現在の当市では、入札参加資格の項目に労働福祉の状況が盛り込まれていますが、一般競争入札導入時に参加資格として建設業退職金共済制度や中退共もしくは企業などの退職金制度など、退職金制度加入を参加資格とするお考えはないのでしょうか。また、業者に対しての県退共加入に対する指導はどのように取り組まれているのでしょうか。厳しい建設業界ではありますけれども、そのしわ寄せが働く者へ向けられてはいけないと考えます。

第3の質問は、赤〜いりんごのブランド力の向上についてです。5年前の12月13日に

公布、施行された板柳町のいわゆる「りんごまるかじり条例」は、りんごを愛する者にとってさわやかな風となりました。まるかじりというネーミングは、りんご王国青森にふさわしいものでした。しかし、近年は日本の果実の東西の横綱でありますりんごとミカンの消費量の落ち込みが顕著となっています。この5年間で国民1世帯当たりのりんご年間消費量は、2キロ減ったとも言われています。スーパーにあふれる輸入果実への消費者の目移りばかりではなく、果実、野菜ジュースの若者を中心とした消費拡大など、果実の世界でも嗜好の多様化が顕著となっています。そんなことから、県のりんご試験場でもりんごの商品化など、加工分野での消費拡大へ向けて、皮をむいたりすりおろしたりしても酸化による色の変化、果肉の褐色化が起きない新品種の開発に努力を続けていると聞きます。そこで、思い出されるのが当市が平成3年にメーカーと共同開発した赤〜いりんごワインです。翌年の平成4年に高級ワインとして商品化されました。当市の篤農家、故前田顕三さんが世に送り出したこの花も果肉も赤いりんごは、平成8年に「御所川原」として種苗登録され、苗木の市外持ち出しが禁じられるなど、当市の特産品となりました。ジャムばかりではなく、平成9年には福山の長橋地区農産物加工センターでジュースも試作され、現在はシャーベットや花茶、各種お菓子が好評を博しているところです。この全国に五所川原だけの果肉も赤いりんごを使った加工品を五所川原市の特産品として定着させるためには、研究途上で他界された故前田顕三さんの遺志を引き継ぎ、生食として完成させることだと思えます。そのことにより、逆に加工品の飛躍的な販路拡大につなげることが可能と考えます。

そこで、お尋ねします。その1は、生食へ向けた研究開発の進捗状況についてです。品種改良の取り組みの現状と今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

その2は、増産の現状と今後の増産のための販路拡大及び流通開拓の状況についてお知らせください。

第4の質問は、日本一健康な土づくり運動と稲わらの有効利用についてです。私は、芭蕉の西若葉町会に属していますが、町会の役員会でわら焼きのことが話題となります。すぐにもやめさせるべき、やめてほしいという声と、わかっているが農家では燃やさざるを得ない現実があるという声が最後は平行線で終わってしまいます。県の調査では、1972年度には水稲作付面積の全県の31.5%、実に3分の1弱で行われていたわら焼きは、昨年2006年度では3.2%と、35年間で10分の1に減ったものの、当市を初めとした西北五地方では6.2%と、高い焼却割合が続いています。昨年の10月に県の環境保健センターが当市の第三中学校で稲わら焼却時に行った調査では、ホルムアルデヒドやアセトアルデヒドの採取値が5倍、4倍に上昇する。そのほかにも窒素酸化物や一酸化炭素の大

気への拡散とあわせ、とりわけ子供の健康に被害をもたらすものです。そこで、この間に県や農業者団体とともに当市で行われてきた諸対策につきまして、とりわけ県の施策との関連で以下質問いたします。

質問の第1は、土づくり基本調査と運動プラン作成の取り組み及び準備状況についてです。そして、わら焼き防止を隠れたキーワードとして、これまで組織されてきました稲わら焼却防止連絡会議を超え、現在は県が進めています日本一健康な土づくり運動では、土づくりでクリーンな米づくりとして、わら焼き防止がうたわれています。この事業概要では、県内全市町村に対して平成19年度には土づくり基本調査が、また20年度には運動プラン作成が委託状況として求められています。土づくり基本調査と運動プラン作成の取り組み及び準備状況についてお知らせください。

質問の第2は、当市で行われてきました稲わらの有効利用へ向けた取り組み状況とわら焼きの現状についてお知らせください。なお、午前中詳細に阿部議員の御質問にお答えになって重複する部分については、省略して結構でございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの井上議員の五所川原市総合計画の基本構想推進についての中で、市民参加の促進を掲げているが、具体的な事業はあるのかということにお答えいたします。

当市の向こう8年間のまちづくりの要諦を定めた五所川原市総合計画基本構想につきましては、本年6月の定例会において議会の議決をいただいたところであります。同構想では、市民団体の開かれた市政推進のために市民参加機会の充実を図っていくとしておりますが、これは選挙時に小職が掲げた公約でもあり、市政運営上重要なものであると認識しております。これまでも市の広報紙や市のホームページによる情報の提供は随時実施してまいりましたが、新たな取り組みとして市民が実際に市政に何を求めているのか、どんな評価や批判があるのかを率直に伺う必要があると考え、10月に市民意識調査を実施したところであります。この結果については、明年早々に公表し、市民のニーズに基づいたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。このアンケートは、あくまでも市民参加意識の高揚のための一つの手段であり、今後ともあらゆる機会をとらえて情報交流を進めるための手法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） それでは、井上議員にお答えいたします。

本年8月、市内10アール以上の農家5,002件を対象に農家の現状と将来の意向についてをアンケート調査をいたしました。これは、国の強い農業づくり交付金をいただき、約170人体制でもって、皆さんの御協力もあり、回収件数は4,618件、回収率は92%という高い結果となりました。この高い回収率は、農家の皆さんの直接言えない苦しい現状を強く訴えたものと私どもは考えてございます。今全体集計が終わり、この分析を横浜国立大学田代洋一教授にお願いをしているところでございます。また、これと並行して各国公立大学の先生方4名の皆さんに関連する各種経営者へのヒアリングも同時に実施してございます。このアンケートについては、1月中に分析結果が報告される予定でございます。これらの報告内容を精査し、農業者が望む地元密着型農業の対応策をぜひとも皆さんにお示しできればと、こう考えているもので、ぜひとも井上議員におかれましては、御指導のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 井上議員に私から3点ほどお答えさせていただきます。

まず、対話集会、パブリックコメント制度についてであります。市長が先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、市民参加意識の高揚に向けまして、情報交流を進めるための手法については、今後とも検討することいたしたいと考えております。

議員御質問の行政改革についての市民集会につきましては、行財政改革の推進について市民に対し市の考え方を説明申し上げるとともに、理解を求めることを目的といたしまして、先般の説明会でも答弁いたしましたけれども、その開催の時期、内容等を含めまして、実施する方向でただいま検討しているところでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、パブリックコメント制度でございますけれども、これにつきましては主として地方公共団体が重要な施策の決定の過程における透明性の向上と市民参加の機会拡大を図ることによって、開かれた行政を推進しようとするものであります。当市におきましても、行政改革大綱制定の際に実施した経緯がございますけれども、この後におきましても各分野における基本的な計画、指針等の策定をその主な対象といたしまして、パブリックコメント制度を制定すべく鋭意検討を進めているところでございます。具体的には、集中改革プランにもありますように、年度内を目途として今後庁内での調整を行い、意見公募手続、いわゆるパブリックコメントに関する要綱等を制定したいと考えております。

それから、広域行政の中心都市としての将来展望についてであります。お答えいたします。魅力ある豊かな地域社会を目指し、周辺市町との一層の連携強化を図りながら、広域的に処理するほうが効率的である行政事業につきましては、一部事務組合による共同処理や広域連合を活用した取り組みをこれからも進めてまいります。特につがる西北五広域連合による自治体病院機能再編成に係る中核病院の整備や、ごみ、し尿処理、消防事務、公立金木病院の運営等の一部事務組合の事務につきましては、生活圏の中心都市として圏域住民の福祉の向上に努めていきたいと考えております。

なお、一部事務組合等の懸案となっている事業等の議員の皆様への説明に関しましては、先般議案説明会の後時間をいただいた説明会のようなことをこの後も開催して説明して御理解を得たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 入札制度等の見直しにつきまして4点質問いただきましたので、お答えいたします。

一般競争入札制度に関する現在の進捗状況であります。その対象とする工事の種類及び設計額について、指名審査会において現在審議を重ねているところであります。また、実務的には事務取扱要領の改正とホームページへの掲載準備をしているところであります。大まかな作業は1月中には完了する予定であり、平成20年度当初から一般競争入札を導入する予定であります。

総合評価入札導入の検討についてですけれども、総合評価方式を導入する背景といたしましては、一般競争入札の導入や公共投資の減少による過当競争により、著しい低価格の入札がふえ、それを原因とした不良工事が増加したことが挙げられます。当市としましては、まず一般競争入札を導入し、その落札率や工事の品質等を検証した上で、必要であれば総合評価方式の導入を検討することになるものと考えております。

一般競争入札の参加資格であります。条件として検討しているのは、五所川原市内に本店を有する業者で、かつ市の指名競争入札参加資格審査を受け、名簿に登載されていること、これに工事の品質を確保するための条件を加えまして、入札1件ごとに審査を受け、参加資格を認められたものとする案であります。

建設業退職金共済制度に関してですが、当該制度は建設業で働く労働者の福祉増進と雇用安定を図ることを目的とした制度であり、工事発注時の仕様書に制度への加入を条件として加入促進に努めているところであります。また、その掛金についても工事原価に算入されるものでありますので、現場管理費の一部として設計額に含まれております。

その加入状況の把握であります。工事の仕様書において掛金収納書の提出を義務づけているものについては、すべて加入されております。それ以外の場合でも、口頭で指導しておりますので、加入されているものと思われま。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 赤～いりんごの生食に向けた研究開発の推進状況と見通しについてお答えさせていただきます。

赤～いりんごは、ワイン、ジャム、ジュースなどに加工し、販売されており、好評を得ているところでございますが、生食用としては酸味や渋味が強いのが特徴でもあり、敬遠されてございます。農業センターでは、十数年前からバイオ技術室での播種、発芽を経て優良個体を選抜、鉢植えをし、無菌室での育苗、定植など技術的な研究開発をしております。さらには、ふじ、金星、津軽などとの交配により色や味などの変化を観察してまいりましたが、赤～いりんごの最大の特徴である果肉の赤い色が薄く、渋味も強いいため難しい状況でありました。近年になってからは、幾らか果肉も赤く、渋味も少ない有望視できるものが収穫されてきております。なお、ことしは王林との交配により初結果したリンゴを収穫したところ、糖度、酸味、果汁も多く、加工と貯蔵にも適しているものができ、大きな期待をしているところでございます。今後とも生食用として安定的にリンゴが収穫できるよう研究開発を重ねてまいりますが、広く一般に提供できる段階になるには、まだ少しの年数を要するものと思われまので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、増産の状況と今後の販路拡大等についてでございますが、赤～いりんごは市保有分が約700本で、生産量が約10トン、農家による生産者部会では約1,400本ですが、苗木がまだ小さいため生産量は約5トンとなっております。市では、増産対策として来年度から農業センターにおいて苗木を増殖し、五、六年後には15トンの収穫を目標としてございます。また、生産者部会につきましても、本年度に生産者に対しまして苗木約1,000本を配付してございます。さらには、高接ぎを奨励したことから、3年後には10トン以上が見込まれ、将来的には約90トンを見込んでおるところでございます。

次に、販路や流通につきましても、市保有分を市内の利用先に提供いたしまして、生産者部会では卸売業者を介して首都圏や関西圏のレストランやホテル等に販売しており、好評を得ているところであります。また、数量増加の要望が多くあることから、今後は関係機関及び本年7月に設立されました赤～いりんご応援隊と連携をしつつ、販路や流通面の拡大を図っていきたくておられます。

なお、赤～いりんごの成分分析によりますと、活性酸素を抑制し、脳梗塞や動脈硬化にも効果のあるポリフェノールが普通のリンゴよりも3倍から5倍多く、また骨の形成に欠かせないカルシウムも2倍多く、健康面でもすぐれていることを強くPRし、生食用の研究開発もあわせて進めてまいりたいと考えております。

次に、土づくり基本調査であります。県の委託を受けまして、ことし5月に生産者200戸を対象に調査を実施してございます。その後、県に報告しております。消費者の食品に対する安全、安心志向が高まっている中で、県は農業生産の基本である土づくりを重要とし、日本一健康な土づくり運動に向けた今後の施策の基本資料となるものであると伺っておりました。当市といたしましては、この調査に当たって作物に合った土づくりの取り組みの指導と助成を6月に要望しております。また、稲わらを水田にすき込むための農業機械リース事業等である日本一健康な土づくり実践事業が平成20年度で終了予定でありますことから、県に対し引き続き事業継続を要望してございます。県では、去る12月4日に全農家への土壌診断、環境保全を重視した農法、認証制度を活用した産地づくり等の基本理念に基づくプラン案を示しておりますが、今後のワーキンググループ会議で最終的な運動プランが示されるものと伺っております。

次に、稲わらの有効利用に向けた取り組みについてでございます。稲わらの有効利用のために市広報への掲載などの広報活動と農家への巡回指導、市民へわらを提供するための稲わらふりーでんやフリーマーケットの充実、土づくりのためのすき込みの推進、家畜飼料としての有効活用の推進に積極的に取り組んでおります。市では、稲わらふりーでんとして約7,200キログラムを市民に無料提供しております。また、県においては西北五管内にわたって地域住民に無料提供してございます。さらに、市農協によるフリーマーケットでは、20キログラムのロール化したわらを300個販売し、これもまた有効利用されてございます。また、特に今年度からの新たな取り組みとして、稲わら堆肥発酵促進剤を投入してすき込むワーコム農法による健康な土づくりの推進と稲わらを畜産農家等へ提供するため、ロール化を推進してございます。このロール化は、運搬や保管のしやすさから、近年増加傾向にあります。なお、今年度は稲わらの収集運搬を大規模生産農家をお願いしたところ、漆川地区で当初計画50ヘクタールでございましたが、52ヘクタール実施されたところであります。

次に、わら焼きの現状であります。議員おっしゃったとおりピーク時に比べると大幅に減少してございますが、依然としてまだ多くあるのが現状であります。わら焼き防止対策として、広報活動や巡回指導等を毎年実施しておりますが、今後もさらに関係機関と連携を強化し、土づくりのためのすき込みや有効利用等の推進を広範囲にわたって

活動を展開してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（三瀉春樹） 2番。

○2番（井上 浩議員） どうもありがとうございました。それでは、この場からの再質問をやらせていただきたいと思います。

まず、入札制度等の見直しでございますが、もうかなり進んでいらっしゃるという御答弁であります。もし差し支えがないのであれば、最低落札制限価格として失格基準価格を80%以上に設定するなどの具体的な検討も、もう先ほどの御答弁の内容の中には入っていらっしゃるのかどうかお知らせいただければと思います。

それから、今後の検討ということで、総合評価入札のことが御答弁されました。例えば岩手県の遠野市では、やはり10月下旬に検討会をセットをし、地域貢献の評価項目に少子高齢化で伝承が危うい獅子踊り等の芸能振興を盛り込み、地元建設業者保護と地域振興の一挙両得を検討とも言われています。先行してこのような検討がしかるべきときに速やかに可能なように御準備されるようお願いをしておきたいと思ひます。

それから、赤～いりんごの問題でございます。相当昔年に比べますと取り組みが進んでいらっしゃるようで、安心をしたところであります。健康面でも評価ができ、首都圏や関西圏で高級食材としての評価も高まりつつあることを思ひますと、何とか一日も早く改良を成功させ、生食とあわせて市長がトップセールスをして、このことが五所川原市財政改革のための一助となることを願ひ、市長の強い決意を伺えたらと思ひます。いかがでしょうか。

土づくり運動の問題でございます。2010年の新幹線新青森駅開業という間近に迫った事態を考えますと、14日には自動車道もいよいよ五所川原まで東京から高速及び自動車道を通ってくる、そこでわら焼きの歓迎を受ければ、かなり厳しいものが出ると思ひます。そうしたことをかんがみますと、例えば県におきましては、昨年の指導の中身で聞いておりますのは、品目横断的経営安定対策との絡みで集落営農づくりをきっかけにわら焼き防止が図られるよう、集落営農の組織化に当たってすき込みなどによりわらを焼かないよう規約に盛り込むことなども検討、指導がされているようであります。強権的になってはならないと思ひますけれども、もはや数十年来の懸案となっていることから、何らかの効果が期限をもって出る施策も検討が必要ではないかと思ひます。秋田県におきましては、法律では例外とされていますけれども、県の公害防止条例の中で、通年稲わらなどの周辺生活環境に問題がある場合は禁止で、一切の条件抜きで10月1日より11月10日の間、全面禁止という県もあり、昨年度の秋田県全体のわら焼き面積は0.1%となっていることなども視野に、他県の例として入れる必要があるのではないかと考え

ます。御見解を伺います。

○副議長（三潟春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 一般競争入札の設計額、最低落札基準等については、現在まだ指名審査会において審議中でありますので、そちらのほうは少々お待ちいただければと思います。

総合評価入札方式なんですけれども、こちらについては、本市としては一般競争入札をまずは導入して、その状況をよく検証した上で、総合評価方式の導入の背景としては、一般競争入札の過当競争というのがありましたので、やはりまず一般競争入札を導入しまして、検討したいと考えております。

○副議長（三潟春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの井上議員の赤～いりんごについての御質問にお答えいたします。

実は、12月1日にも船橋市において奥津軽首都圏フェア開催されまして、私も参りまして宣伝してまいりました。この船橋の首都圏フェアも8回目を数えるということで、ほぼ定着をしたようで、大変好評でございました。もう朝から昼過ぎまで続々とお客さんが切れない状況でございまして、この中でも赤～いりんごも持っていきまして、販売してまいりました。特にジュース、ジャムは好評であったように思います。生食につきましては、先日赤～いりんごの原種のもの、それからかけ合わせ品種改良したものの食べ比べもしてみたんですが、原種のものでもそうそう思ったほど渋味とか酸味が強くなくて、好みによってはかえっていいのかなという味でございました。先ほど部長も答弁いたしましたように、ポリフェノールが普通のリンゴより3倍から5倍多いと、またはカルシウムも2倍多いということですので、これからは健康食品というものを前面に出して販売していけば、かなり可能性があるのではないかというふうに思っておりますし、そのためにもやはり増産体制をしっかりとしたものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三潟春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

わら焼き防止のことでございますが、わら焼き防止につきましては、午前中にも阿部議員のほうにもお答えいたしました、農家の方々はもちろん営農組合の方々にもこれからはずっとお願いしてまいりたいと思っております。

それから、条例で規制すべきではないかということでもございましたが、本市だけでは限界もございまして、近隣の市町村を含めた広域的な対策も必要であるということから、

毎年県に対して協力をお願いしてまいったところでございます。なお、産業廃棄物法では、農業を営むためにやむを得ない場合は例外として認められていることから、県でも農家に有効利用の指導を徹底することで対処していくという考えのことでありますから、関係機関と連携をしながら、今後とも焼却防止や有効利用の指導等の徹底に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 2番。

○2番（井上 浩議員） どうも詳細にわたりありがとうございました。

最後に、総合計画に関連しての広域の問題でございます。先ほど総務部長からオルテンシアの問題については当面市で責任を持って安定した運営を行っていききたいと、指定管理者制度につきましても不具合が生じないように万全を尽くすという御答弁をいただきましたので、それ以上を求めるものではありませんが、オルテンシアが発足をした当時を思い起こしてみますと、すばらしい音楽ホールの当地への誕生に、命名につきまして愛称選考で全国から1,400通を超える応募があったと聞いております。現在の議会事務局長の高橋満直さんが命名をされましたアジサイのイタリア語、オルテンシアが採用され、広く市民に親しまれることとなったことも不思議な縁を感じます。このように、五所川原市が当圏域の中心として大きな役割を果たしていくためにも、ことしももう残り日にちが少なくなりましたが、来年夏に出陣をします新作の大型立佞武多は、大分県の戦国大名大友宗麟の名家臣として知られる武将立花道雪を下絵のモデルとして、不撓不屈をテーマに現在制作が進められています。市長におかれましては、活力ある明るく住みよい豊かなまちづくりへ向けて、財政改革ばかりではなく、不撓不屈の精神で頑張ってくださいようお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（三瀨春樹） 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

次に、26番加藤磐議員。

○26番（加藤 磐議員） 一登壇一

自民クラブ、加藤磐でございます。質問に入る前に、一言関係者の皆様に御礼申し上げたいと思います。1つは、公立金木病院の救急再開についてでございます。おかげさまをもちまして、10月1日より再開させていただいております。当該地域にいる者として、心から関係者の皆様に御礼申し上げます。

もう一つは、市浦地区に配置されました高規格救急車でございます。おかげさまで今年度予算化され、そして聞くところによりますと、1月1日から運用可能とのことも耳にしております。あわせてお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、当市の財政状況はまことに厳しく、いかにしてこの厳しい状況を乗り切っていくか、市を初め皆様におかれましても鋭意御尽力いただいているところでございます。まず最初にお伺いしたのは、そもそも合併の時点でこんなに厳しい事態になることは想定されておりませんでした。合併のときのうたい文句は、合併した町村に対してはそれまでの市町村に交付されている地方交付税を10年間確約すると、そういう約束でございましたが、この3年間を見る限りは、全くほごにされている現状でございます。先ほど来の市長の答弁にもありましたように、この3年間で交付税が実質10億円、そしてまたこの交付に当たってのさまざまな規定が複雑化し、実質的に使いがたいような形にもなっております。そこで、お尋ねいたします。まず、この3年間でほごにされましたこの10億、そしてまたそれ以外のさまざまな規定によって使うことのできなかつた金額をまず明らかにしていただきたい、かように思います。

さて、本題に入らせていただきます。先ほども市長の答弁にありましたが、五所川原市の市民意識調査が10月に実施され、我々議員にも開陳されました。それによりますと、最も重要とされておりますのは、働く場所が欲しい、これが何といたっても断トツでございます。そしてまた、同じような割合で病気になっても安心して病院に行けること、この2つが突出しております。

そこで、お尋ねいたします。行政の目的は、もちろん市民の負担の拡大を抑えながらも、市民サービスをさらに深く充実して行うことが行政の目的でございます。したがって、この相反する命題を抱えながら、いかにしてこの地域に働く場所をつくっていくのか、いわゆる企業誘致だけでなく、この地場における産業をいかにして伸ばしていくのか、その構想、そしてまたそれをどういうチームでやっていくのか、いわゆるチームづくりについてお尋ねしたいと思っております。このことについては、きのうの陸奥新報時事随想、中橋さんという方が「医と食は新規起業の宝の山」と、こういうふうにして、まさに当を射た論説であると思っております。この農林水産業の地区で、農家とお医者さんがあるところが新規起業の宝の山と、この新規起業をどういうふうにしてつくっていくのか、そのことについての市のお考えをお尋ねいたします。

第2点の歳入増加策と歳出制限策あるいは削減策について率直にお聞きします。今までは、これ、「入るをはかり出るを制す」という言葉がございましたが、正直なところ、今までの財政政策は、私自身の意識も含めて、「出るをはかって入るは後は何とかなる」というような感覚を私自身否定はいたしません。しかし、この状況下でこの考えが今や通用しなくなっていることは事実でございますから、シンプルに、率直に市長に歳入増加策、そしてまた歳出の削減策についてどのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

第4に、これらの痛みを伴う、場合によっては痛みを伴うこの行政の進み方が予想されますが、では市民の理解と協力を得るためにどういう方策をお考えなのか。先ほど来の答弁でもいろいろな対話集会であるとか、あるいは広報を通じての話し合いであるとかお聞きいたしました。今もう一つ私からはコスト意識を明確にし、市民にももっと率直に、かみ砕いてわかるように、いわば財政白書みたいなものでも考慮していただいて、本当にわかってもらえるような資料を整えていただきたい。具体例を申しますと、例えば教育について五所川原市は今まで一部の方から五所川原市では教育予算が少ないから、それについてどうのこうのということもございました。しかし、例えば小学校の子供が、小学生が1時間の授業を受けるに当たって、約1,000円近くのコストがかかっております。そういう現状を我々はもっと率直にコスト意識を取り入れて、感覚を取り入れて、そして市民にも説明していく義務と責任があると思います。そのことについてお尋ねいたします。

次に、教育行政について、学校給食の実情についてお尋ねいたします。この質問を取り上げましたのは、いわゆる給食費の不払いによって給食の中身が薄くなっていないか、あるいはその未納を先生方が徴収するに当たって、多大な労力、神経を使っていないかと、そういうことでございましたが、しかしこれまでもこの議場の中に学校給食に対する期待は非常に大きいものがございます。いわゆる地産地消、地場のものをどうやったら給食に取り入れてもらえるか、そしてまた食の楽しさをどうしたら教えることができるのか、そういうことがこの議会で論議されてまいりました。しかし、この時期に私は学校給食の実情について、今のシステムで、先ほど申し上げましたように、食の楽しさ、あるいは食の貴さ、そしてまた地産地消にとどまらず、時のしゅんのもを子供たちに味わってもらおうと、そしてまたそういうものを提供する、このことがこの地域の観光あるいは食産業にもつながるものではないかとも考えます。そういう意味から、学校給食の実情について当局より改めて御説明を求めます。

次に、学校用務員の任用についてでございます。学校用務員の仕事は何なのか、本質的に愚直にお聞きいたします。その上で、本年度当地域の小学校において用務員の不祥事がありました。このことについて、当局からなぜこのようなことになったのか、このことについての釈明を求めます。

以上であります。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 加藤磐議員のアンケートの結果についての質問ございましたが、確

かに一番大きいのが働く場所がないということで、当市の雇用、大変厳しゅうございまして、これが1つの大きな政治課題であろうかと思っております。それで、9月に皆様方の御同意をいただいて、東芝テクノサービス、いわゆる電話での苦情相談所誘致しまして、1人につき15万ですか、それを議決していただいて、そのことによって有効求人倍率を0.24から0.41まで上げていただいたということもございまして、やはり雇用の場を確保するということが当市の抱える非常に大きな課題の一つであるということは十分認識しております、そのためにも努力しているところでございます。

加藤議員も御承知のとおり、いよいよ大町2丁目地区の再開発事業もこれから本格的に行われますが、本年度はたしか23戸の建物を撤去いたしまして、平成20年度からは新しい店舗が建設されていくことと思います。やはりこの新しい街区につきましても、エルムとか、そしてまたジャスコのような大量の物販ではなくて、違う形の魅力のある商店街を形成していただければいいと思っております。そのことによって、これからは民間活力も大いに活用しながら、雇用の情勢が幾らかでも改善していくということを期待しているところでございます。

加藤議員おっしゃったように、この地域、農業が基幹産業でございまして、これまでさまざまな議論がございましたが、やはりどうやってこの地域の農業を活性化し発展させていけるかということで、さまざまな立場でさまざまな議論もあることと思いますが、農業委員会のほうでも農業の活性化ということで進めておりますので、そちらのほうともタイアップしながら具体的なものを詰めていきたいと思っております。

医療につきましては、これも大変な大きな問題で、先ほど加藤議員が発言されたように、金木病院は幸いにして10月1日から救急体制を復活したわけでございますが、この地域見ておりますと、非常に厳しい状況にある自治体病院がかなりあるのではないかと思っております。現に平川の病院は完全に診療化になりましたし、藤崎病院も民営化すると、民営化して診療所の方へ進むということでございます。この地域の医療体制を確保するために、やはり広域で進めております自治体病院の機能再編成の問題を早目に具体化して、現実のものにしていく必要があるということは十分認識しております。さまざま難しい状況もございしますが、これをやり遂げなければ、この地域の医療体制がどうなるかわからないということもございしますので、ぜひ議員各位の御理解と御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 加藤議員にお答えします。

まず、交付税の合併前の推移ですけれども、交付税につきましては普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、この3つを合計しまして、平成15年度、億円単位で118.3億円、平成16年109.9億円、平成17年113.1億円、平成18年110.7億円、平成19年12月現在114.1億円ということで、決して交付税が大きく減少しているということではありません。むしろ減少しているのは基金の残高でありまして、これは現在ゼロ円に近い状態にあります。

続きまして、質問にお答えします。歳入の増加策についてであります。次年度以降の歳入の増加策については、まず本定例会においてお諮りしております使用料、手数料等の見直しにより、平成20年度約1,000万円の増加を、また目的税であります入湯税の導入により約300万円の増加をそれぞれ見込んでおります。さらに、広報紙等への有料広告掲載を検討しております。なお、使用料、手数料等の見直しにあつては、財政健全化計画に基づく見直しであり、今後3年ごとに見直しを実施してまいります。

一方、市歳入の基幹である市税につきましては、地方の景気が低迷する中で大幅な増額は見込めないものの、滞納整理処分を積極的に進めていくことで歳入の確保に努めてまいります。しかし、こうした歳入確保に当たったとしても、現状の歳入歳出不均衡の是正には及ばないものであり、財政健全化を進める上で歳入確保はもちろんのこと、歳出削減により取り組んでいかなければならないものと考えております。

歳出の抑制策ということですが、歳出で大きな割合を占めている公債費については、平成16年度決算において約44億2,100万円、平成17年度決算で約44億100万円、平成18年度決算では46億1,200万円となっており、歳出の大きな割合を占めております。市債に関する適正化指標である実質公債費比率においては、平成17年度決算において17.0であったものが平成18年度決算では20.2となっており、財政健全化法の制限数値である25.0に迫るものとなっております。こうした公債費の増加要因としては、これまでの建設事業に対する市債発行も否めませんが、それ以上に普通交付税の減額に伴い、発行されることとなった臨時財政対策債の発行が大きく影響しております。公債費の抑制については、これまでの借り入れで元金据え置き分の償還が始まることもあり、平成21年度までは増加していくものですが、普通建設事業の抑制、つまり新発債発行抑制により、平成22年度以降減少させることが可能と思われれます。なお、高利率の既発債の借りかえ、繰上償還により、平成20年では約1億100万円の効果額が見込まれております。

次に、最も歳出の大きな割合を占めております扶助費につきましては、平成16年度決算において約41億8,900万円、平成17年度決算で約47億9,100万円、平成18年度決算では48億2,600万円となっており、増加傾向にあります。扶助費につきましては、国の施策

等に大きく左右される義務費であり、減少に転ずることは困難なものと思われませんが、国においても生活保護基準の見直し等を検討するなど、現在ある各種サービスの適正な運用を図ることで経費抑制を図る意図を示しており、当市においても運用の厳格化とともに見直し、適正化をさらに進めていくことで扶助費の増加抑制に努めてまいりたいと思います。

最後に、市民の理解と協力を得るために市の財政状況を市民の方にわかりやすく伝えたいのではないかとという質問につきましては、毎年度市広報及びホームページにおいて予算の執行状況、決算、市債の発行状況及び市有財産等の状況等を公表しております。また、国の施策により貸借対照表、行政コスト計算書等の整備が順次義務づけられており、こうした各種資料の公表も随時実施してまいります。しかし、議員御指摘のとおり、いわゆる財政用語は一般の方々に理解しづらいものであります。現状の厳しい財政状況ゆえに経費を削減する一方、市の施策を反映し、最少の経費で最大の効果を上げるためにも、市民の方々にまずは財政状況を御理解いただくことが最も重要であり、また市の説明責任であります。加えて、市民の方々の意見を反映させていただく基盤となるものであります。県内の市において、広報の臨時増刊号を発行し、市の財政を家計簿に例えて市民に配布した事例が紹介されております。また、県外では市民の参画を得て財政の現状だけでなく、市民の側から市財政にどのように貢献できるかを提言した財政白書を作成している事例もございます。こうした事例を参考とさせていただき、まずは財政状況の理解を得るとともに、市がどのようなまちづくりを目指しているのかなど、市の施策についても市民の声を聞き、市民と協働したまちづくりを進めていけるよう検討してまいります。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 教育長。

○教育長（木下 巽） 加藤議員の御質問についてお答えいたします。

学校給食は、健全な発達期にある児童生徒に栄養とバランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康増進や体位の向上及び心身の成長を図るとともに、日常生活における望ましい食習慣を身につけ、さらには食を通じて思いやりやお互いに譲り合う食事のマナーを学び、人間関係の育成を図ることを目的に実施しております。現在五所川原地区はセンター方式、金木及び市浦地区は単独校自校方式で運営しております。

第1番目に、給食者数については、五所川原地区は4,881名、金木地区893名、市浦地区213名となっております。

2番目に、給食費については、五所川原地区、1食当たり小学校児童236円、中学校

生徒255円、金木地区、1食当たり児童260円、生徒290円、市浦地区、1食当たり児童240円、生徒270円となっております。

3番目の未納者数と金額については、五所川原地区、児童8名25万5,143円、生徒18名39万8,200円、金木地区、児童8名26万160円、生徒3名3万4,071円、市浦地区、生徒2名3万5,460円であります。以上、給食の関係についてお答えいたしました。

次に、学校用務員のことでございますが、まず学校用務員の職務内容は、大まかにいきますと、環境整備に関する業務があります。校舎内外の清掃、整備業務、樹木、学校花壇の手入れ、除草業務、暖房、除雪業務、施設設備の軽易な補修整備業務です。大きな2番目といたしましては、管理運営に関する業務、その中には文書の発送、受領、連絡業務、学校諸行事の準備、後始末業務、補修工具等の整備、保管業務、その他連絡に関する業務等が大まかにあります。

さて、10月の1日に当委員会所管の金木小学校において現金盗難事件がありまして、当教育委員会の非常勤労務員が容疑者として逮捕されましたことにつきましては、議員各位並びに市民に対し深くおわび申し上げます。事件の詳細については、ただいま裁判中でありますので、具体的なことについては差し控えさせていただきます。なお、新聞紙上には3万有余円になってはいますが、かなりの額に達しております。このことについては、容疑者の父親が全額補てんしております。

さらに、私は6月の7日に教育長に任命されて、その後すぐ校長会がありました。そのときに、各校長先生方には現金の取り扱い管理については十分注意するように、以前十数年前、20年前から、私現職のときから現金の紛失事件がありまして、このことは再三再四県のほうから指導がなされてきたところであります。私自身も校長会議を通してそのように指導してまいりましたが、基本的には学校には現金を置かないと、保管しないということになってはいます。長期間現金が金木小学校では校長室の書庫に保管されておりました。そういうことにつきまして、指示が徹底されておらず、まことに遺憾であると思っております。また、かぎの保管についてもかなり問題があり、そのことについても厳重に指導したところであります。なお、事件の容疑者が当委員会の非常勤労務員であることはまことに申しわけなく、痛恨のきわみでございます。公務員として絶対にしてはならないことであり、五所川原市民の名誉を汚したことについて、衷心より陳謝申し上げます。

なお、このことは発生と同時に市長に早急に報告しております。また、庁議におきましても私のほうから報告し、おわび申し上げます。教育事務所長、県の教育長のところに参りましても報告し、陳謝しております。また、学校では父母会、父母を集め

まして校長からそのことについて説明をし、謝罪をしているとのことでございます。今後は、二度とこのような事件が起こらないよう、所管の学校、施設に対して現金の管理の徹底を図るとともに、服務監督者である私は職員の綱紀肅正に一層努力をしてまいり所存であります。議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、おわびと陳謝にかえさせていただきます。

○副議長（三瀨春樹） 26番。

○26番（加藤 磐議員） 本質問に対しては、どの答弁も非常に理解できる、納得できる答弁でございました。したがって、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○副議長（三瀨春樹） 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（三瀨春樹） 本日はこれにて散会し、なお明日は定刻より会議を開きますので、御協力のほどお願い申し上げます。

午後 2時18分 散会

平成19年五所川原市議会第6回定例会会議録(第3号)

議事日程

平成19年12月11日(火)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(29名)

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	5番	山田	善治	議員
6番	伊藤	永慈	議員	7番	吉岡	良浩	議員
8番	成田	和美	議員	9番	鳴海	初男	議員
10番	高杉	利彦	議員	11番	平山	秀直	議員
12番	木村	博	議員	13番	田中	賢一	議員
14番	山口	孝夫	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	古川	幸治	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	福士	寛美	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員
26番	加藤	磐	議員	27番	三湊	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員
30番	葛西	収三	議員				

欠席議員(1名)

4番 齊藤 一郎 議員

説明のため出席した者(31名)

市	長	平山	誠敏
総務部	長	三上	裕行

財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
經 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
会 計 管 理 者	中 村 健 治
金 木 總 合 支 所 長	福 井 定 義
市 浦 總 合 支 所 長	成 田 義 正
西 北 中 央 病 院	平 山 耕 一
事 務 局 長	
水 道 事 業	工 藤 勝
所 長 心 得	
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	阿 木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
監 查 委 員	大 野 欽 也
監 查 委 員	高 橋 俊 昭
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 會	白 川 昭 鷹
委 員 長	
職 務 代 理 者	
選 挙 管 理 委 員 會	三 上 隆
事 務 局 長	
農 業 委 員 會 會 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 會 會 長	鈴 木 正 德
事 務 局 長	
總 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小 田 桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 晶 明 子
市 民 課 長	長 尾 晶 和 廣 男
国 保 年 金 課 長	鎌 田 藤 久 博 之
保 護 福 祉 課 長	須 藤 野 博 三
家 庭 福 祉 課 長	中 野 藤 雄
農 林 水 産 課 長	工 藤 藤 雄

土 木 課 長 三 上 義 博
区画整理課長 松 橋 洋

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 橋 満 直
次 岩 川 静 子
議 事 係 長 小 林 耕 正
庶 務 係 長 飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○副議長（三潟春樹） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○副議長（三潟春樹） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、1番、花田進議員。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

第6回定例会に当たり、日本共産党を代表し、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、当市が核兵器廃絶平和都市宣言を議会に提出していることに、平和を願う多くの市民として、そして被爆者の子供の一人として厚く御礼を申し上げます。

農業振興についての質問に当たり、市の農業の現状について述べさせていただきます。当市の2004年度の経済全体の総生産額は1,629億円余りで、県内9市のうち6番目であり、そのうち第1次産業の割合は約5%で、9市のうち4番目です。農林漁業の割合が5%、金額にすると80億円余りですが、農業、食料生産は他の産業との関連が高く、生産額の約10倍の経済関連効果があると言われておりますので、700億円から800億円の産業にその効果をもたらしているものと考えられ、市の農業振興は市の経済発展にとっても重要な課題であります。

農業の現状に絞ってみますと、市の農業粗生産額は、2005年度では112億6,000万円です。この金額は、気象や価格変動の影響を少なくするために3年移動平均で計算したものです。同様の方法で計算すると、10年前には162億3,000万円でした。この間30%余り、金額にして50億円落ち込んでいます。同じ期間に青森県全体では18%の落ち込みであることを考えると、当市の農業がより深刻な状況であります。この落ち込みは、何かから生まれてきたのかが問題であります。この間、米の総生産額が48億円少なくなっているのです。まさしく50億円の減少のうち48億円を占めるのが稲作経営の落ち込みです。市農業の衰退の大きな要因となっております。その最大の要因は、政府が国民の食料である米の再生産価格を保障するという価格支持政策を放棄したことによる低米価と、働

く人の賃金を抑えるため農産物の自由化推進などを行っていることによるものと考えます。今やコンビニで売っている水よりも米が安いのであります。500ccのペットボトル水は150円ほどですが、例えば玄米の入札価格1万4,000円として、ペットボトル当たり97円、10キログラム3,000円の白米で125円であります。このような農政が続いたのでは、農業をすることはできなくなり、市経済の活性化もありません。

そこで、市長にお伺いしますが、市の農業の位置づけをどのように考えておられるのか、また今後どのような方向づけをしようとしているのかお伺いします。

次に、市の農業振興のために農業機関、団体、農業者と連携した農政を展開することを提案します。どうしたら農業を活性化できるのか、何も県外などの事例を学ばなくても、この五所川原にも学ぶことはたくさんあります。例えば旧金木町の大豆の集団転作です。転作が始まったころ、全国の先進事例として注目されました。成功したのは、農家の努力によるものですが、その影には農協の職員が役場に常駐し、行政と農協が一体となり推進したのです。旧市浦村のトマト振興では、技術も施設も何もなかった中で、行政はハウスや選果施設への補助事業を導入、農協は集出荷体制づくり、県の普及機関は生産技術の普及というように、役割分担と連携を密にして推進しました。このたび農業委員会が事務局となった五所川原農業の活性化を考える会にも関係機関の一元化、ワンフロア化が提案されております。この提案がどのような内容を持っているか不明なところはありますが、市役所が関係機関、団体との連携のために本腰を入れて取り組むことが遠回りのように見えますが、農業活性化の根幹となるものと考えます。

各論として、品目横断的経営安定対策の実施状況についてお聞きします。この制度そのものは、施策対象の重点化という名のもとに農家を分断する政策で、これまで集落や転作集団が共同してきた転作をも壊しかねない政策であり、反対ですが、実施された以上、農家の所得確保のためには、この制度を活用しなければなりません。当市は、転作に小麦が454ヘクタール、大豆が448ヘクタール作付されており、転作のかなめをなす作物となっております。これらの転作作物に対する産地づくり交付金などが10アール当たりそれぞれ市平均で5万7,000円、5万4,600円ほど支給されていますが、この金額では麦、大豆の生産経費を賄うことはできません。これまでは、麦作経営安定資金や大豆交付金があり、所得確保につながってききましたが、品目横断的経営安定対策では生産コストの差額を補うけた対策に乗らなければ生産はできません。麦、大豆の作付者でこの政策に乗れたのはどのくらいでしょうか、お伺いします。

また、転作が年々拡大する中で、新規にこれらの作物を作付し、転作に協力しようとしても、けた対策の緑けた部分には乗れません。これらの農業者への救済策等はあるの

でしょうか、お知らせください。

次に、地産地消についてお伺いします。地産地消とは、地域で生産されたものを地域で消費することをいいますが、ミートホープ社牛肉偽装、比内地鶏偽装、中国などの輸入農産物からの残留農薬の検出など、その取り組みはますます重要な課題となっています。地産地消の推進という場合、直売所での販売や学校給食への食材の提供などが主な取り組みとなっています。特に直売所の取り組みは、県の調査では74億円の販売額で、当市の販売額も3億円強の実績となっており、年々増加しています。県が行っている当市の調査対象は、産直施設9、農産加工施設12の計21ですが、このほかにも市内にはまだ多くの直売所があることを考えると、その金額はさらに多いものと考えられます。直売施設は、当初の農家のお母さんの小遣い稼ぎという状況から、貴重な所得確保の場となっています。

そこで、お伺いしますが、産直施設への支援の状況はどのようになっているのでしょうか。

2番目の質問事項の後期高齢者医療制度について質問します。この制度は、来年4月から実施されようとしているのに、多くの市民は知らない、知らされていない状況にあります。この制度は、スタート時には青森県のように低く抑えられた保険料も、将来の値上げは確実です。それは、介護保険料と同じく患者の増加などで給付費がふえれば保険料にはね返ります。今回の保険料算定では、県広域連合は2年間の医療給付費を2,488億6,000万円と見込んでいますが、この金額以上に医療費が膨らむと、保険料負担は増加します。さらに、スタート時には後期高齢者の支払う財源割合は10%ですが、高齢者の人口比率の増加に応じて自動的に引き上げられる仕組みになっています。保険料も月1万5,000円以上の年金受給者からは天引きするシステムです。また、厚生労働省の後期高齢者医療報酬体系の骨子案によると、後期高齢者の診療報酬を定額制とし、保険医療に上限を設け、病院での治療行為が制限される可能性があるそうです。これまで経済の発展に尽くし、子供たちを一生懸命育ててきた私たちの親に無慈悲な医療制度があります。この制度を知った人たちからは、反対の声が上がっています。参議院選挙の結果もあり、政府は一部凍結を言っていますが、その対象となるのはサラリーマンの扶養家族として健康保険などに加入している人だけであり、それも期間は半年だけです。

質問ですが、この制度を周知させるためにどのようなことを行ってきたのでしょうか。また、広域連合で具体的な保険料を示しましたが、実際の保険料負担はどのようになるのか。高齢者が扶養されている場合はいろんなケースがあり、複雑となると思いますので、年金だけで生活している単身者と夫婦だけの場合、それぞれ年金額400万、200万で

お知らせください。

また、広域連合への市の財政負担があるわけですが、どのような負担額となるのか。これまで老人保健の負担と比較して増加するのでしょうか、お知らせください。

平山市長は、広域連合の議員として活動されております。議員としてどのような活動をし、この保険制度をどのように考えているのかお知らせください。

なお、今国会に後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書を提出させていただいております。日本共産党の立場は、この制度の中止であります。議会としてまとめられるような内容としました。市民の総意を代表し、政府に意見を提出できるよう、議員の方々の御理解をよろしくお願いいたします。

3番目の質問事項であります行政改革について意見を述べさせていただきます。このたび事務事業の見直し結果説明がなされました。集中改革プランに基づき実施されたわけですが、その結果、3億円余りの財源削減となりました。事務事業の見直しは常に行わなければならないわけですが、今回の手法は法令根拠の有無と必要性の高い、低いで事務事業を4つに分類し、法令の義務がなく、かつ必要性が低い事務事業が主に対象となりました。中間検討会でも述べましたが、市行政の本髄は法令の義務がないところで市民の活力を生み出す事業をすることにあります。その事業に必要性が高い、低いという主観的な区別はつけにくいわけで、結局はトップダウンで立佞武多を除く祭りや団体への補助を主体とした削減の方向となったものと考えます。削減の中身は、第一中学校建設関係の約1億円を含む事業完了による廃止が2億2,000万円で、本来の無駄にメスを入れるという財源削減とは次元の違うところにあります。政策的判断による削減額は、議員報酬の切り下げなど、議会関係の1,700万円や祭りや団体への補助削減を主体とした7,300万円です。祭りや団体への補助削減、本当にこれでいいのでしょうか。地域のつながりや自主的な活動が少なくなり、市の活性化を危惧するところでもあります。

質問に移らせていただきます。行革への市民参加について質問させていただきます。集中改革プランには、「重要な政策形成、事業の実施には原案から市民の意見を求め、説明責任と市民参画を推進」とあり、今年度制度の規定を制定するとあります。3月議会でも市長は市政への市民参画を公約したので、その方向性で実施してほしいと述べましたが、一向に実施されません。今議会でもほかに2名の議員が提案しております。今回の事務事業の見直しの住民への説明も含め、御回答ください。

財政健全化計画では、平成18年度4億2,000万円の赤字を想定していましたが、1億円ほどにとどまりました。平成20年度では、事務事業の見直しに相当する補助金やその他の削減は2億2,000万円余りと考えられます。当初計画より進みが早いのではないで

しょうか。今回の事務事業の見直し結果と財政健全化計画との関連について説明してください。

以上、終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員の市農業の現状と活性化についてお答えいたします。

当市農業の現状につきましては、高齢化、後継者不足、米価の下落などにより農家の経営が圧迫され、大変厳しいものであると認識いたしております。そのような状況下にありますので、昨年五所川原農業の活性化を考える会議から提言を受けまして、私が本部長になり、五所川原農業活力推進本部を本年6月に設置したところでありますが、その提言の実施に向けた方策等を現在担当部署に検討させているところであり、その成果に期待をしているところであります。また、ことしは農家の皆さんとの意見交換会にも出席し、農業者の逼迫した生の声をお聞きして、農業を取り巻く環境が非常に厳しい状況であると改めて実感したところであります。

基幹産業であります当市の農業問題に関しては、稲作のみならず転作田を利用した野菜などの振興を含めて、農業者に活力がわいてくるような施策の展開を検討し、あわせて有効な補助制度の導入などを国や県にも強く要望していかなければならないと考えております。花田議員におかれましても、今後とも御支援くださるようお願い申し上げます。

次に、後期高齢者医療制度についてでございますが、後期高齢者医療広域連合議員として制度に対してどのような活動をしているのか、また感想についてお答えいたします。後期高齢者医療制度について、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態を踏まえて新たな医療制度が創設されました。

私も青森県後期高齢者医療広域連合議員として、11月27日に開催されました第1回広域連合議会に出席し、発言の機会を得ることができました。その際、後期高齢者医療に関する条例について数点質問したほか、県内市町村はいずれも財政事情が苦しく、経費節減に努めている現状を踏まえ、広域連合の財政運営の効率化及び財源確保に対しての国等への働きかけを訴えるとともに、制度施行まで残り数カ月になったことから、広域連合において県民に対し後期高齢者医療制度について積極的に広報活動を行い、周知を図ってほしい旨の要望をいたしました。

後期高齢者医療制度は、すべての75歳以上が加入し、都道府県ごとに設置されている

後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営していかなければなりません。平成20年4月からの新制度がスタートし、高齢者の暮らしに配慮した治療が実施されるとともに、在宅医療の充実や介護サービスの連携、強化などから高齢者の生活を支える医療が行われるよう切に願っております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まず、品目横断的経営安定対策についてでございます。この対策では、議員おっしゃるとおり全農家を一律とした対策から担い手に限定してございます。この対策に乗るためには、認定農業者になるか集落営農に加入しなければならないとなっております。非常に厳しい状況になってございます。まず、御質問のこの安定対策に加入している19年産麦、大豆の作付計画面積では、麦が447.5ヘクタール、大豆が416.9ヘクタールとなっております。これに対して農林水産課が調査確定した面積でございますが、麦は457.0ヘクタール、大豆が449.1ヘクタールとなっております。平成18年産麦、大豆の作付面積と比べますと、麦が14.6ヘクタール、大豆が96.4ヘクタール増加してございます。

次に、同対策に加入し、過去実績のない新規の作付農家でございますけれども、新たな支援事業であります担い手経営革新促進事業というのがございまして、過去の実績のない農地に生産調整の許可や規模拡大により麦、大豆を新規作付した農家に対しまして助成する事業でございます。平成19年度の助成対象面積は麦が30.8ヘクタール、大豆が68.6ヘクタールとなっております。

次に、農業機関、団体との連携についてでございますが、農業関係機関が行政サービスの充実とさまざまな農業情報を共有するため、平成17年度より毎月1回五所川原市農業情報交換会を開催してございます。構成員といたしまして、農林水産省青森農政事務所、西北地域県民局地域農林水産部、農業委員会、市農林水産課、ごしょがわら市農協、つがるにしきた農協、各支所担当者となっております。

それから、ワンフロア化でございますが、昨年度農業委員会が開催いたしました五所川原農業の活性化を考える会では、多様化する農業行政等に対応するため、関係機関のワンフロア化が提案されてございます。現在検討されているところでございます。

次に、産地直売所の活性化でございますが、現在市には産地直売所が3カ所ございます。ごしょがわら市農協が直営する「まるっと新鮮館」、金木地区にはつがるにしきた農協津軽北部支店前に早朝開設してございます無人販売所、市浦地区には道の駅十三湖

高原に直売所が設けられ、それぞれ年々販売額を伸ばしているところでございます。近年市民の皆さん方から「もっと地元でとれる規格外の野菜等を安く販売してほしい」、また「身近な直売所が欲しい」などの声がございまして、このニーズにこたえるため県と連携し、昨年五所川原市地産地消を進める会を設立してございまして、広田団地で夕市を実施してございます。このほか、金木観光物産館マディニーでは金木町いきいき直売所が産直活動を展開してございます。また、津軽鉄道の車内では津軽鉄道応援直売会が沿線の地場産品を活用して販売活動を行ってございます。市民のみならず、もう一つの観光資源としても注目されているところでございます。今後は、ますます地産地消の取り組みが推進されることが見込まれますことから、経営モデルとなる産地直売所を構築するとともに、地産地消に関する勉強会や食品の表示と農薬の適正使用についても推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 後期高齢者医療制度について御答弁申し上げます。

まず、制度の周知状況についてであります。市民への後期高齢者医療制度の周知については、広域連合が主体となり実施することとなっております。広域連合では、本年4月1日に広域連合ホームページを開設し、逐次最新情報に更新しており、また制度の概要については広域連合の依頼を受け、市の10月15日号の広報ごしよがわらに掲載をし、市民に周知を図っております。今後の広報活動については、来年1月をめどに広域連合が独自にパンフレットを製作することになっており、市では全戸配布するとともに、市役所及び各総合支所窓口等に備えつけるよう考えております。さらに、国においてもポスターを製作し、各市町村、医療機関及び公共施設等に配付する予定となっております。また、広域連合では来年2月に県内主要3紙であります東奥日報、陸奥新報、デーリー東北に後期高齢者医療制度について広告を掲載するとともに、地方放送3局の青森放送、青森テレビ、青森朝日放送においてテレビスポット放送を予定しております。本市としても、2月の広報ごしよがわらに保険料及び被保険者証送付時期等の事前告知について掲載を予定しており、広く市民に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、対象者の負担状況についてでございます。先月開催された第1回広域連合議会において、保険料率は均等割額4万514円、所得割率7.41%と決定され、付加限度額が50万円となっております。単身世帯で公的年金収入額が200万円の方の保険料付加額は、均等割と所得割額と合わせて6万7,200円、同じく単身世帯で公的年金収入額が400万円の方の保険料は、均等割額、所得割額合わせて21万500円となる見込みであります。

また、2人世帯で夫の公的年金収入額が200万円、妻が収入ゼロの場合は、夫の均等割額、所得割額と妻の均等割額を合わせますと9万9,600円、同じく400万円の場合は夫の均等割額、所得割額と妻の均等割額を合わせ25万1,000円になる見込みです。

なお、所得の低い人は、世帯の所得水準に応じまして保険料の均等割額が7割、5割、2割がそれぞれ軽減されることになっております。

次に、広域連合に対します市の財政負担についてでございますが、後期高齢者の医療にかかる費用のうち、高齢者が医療機関で支払う窓口負担を除いた残りについては、国、県、市町村の公費で約5割、現役世代からの支援金が約4割、残りの1割を高齢者の皆さんの保険料で負担することになります。この中で、市の財政負担は3点ほど考えられます。1点目は、公費分約5割のうち12分の1について、これは現在の老人保健におきましても市の公費負担は12分の1であり、ほぼ同程度というふうに考えております。2点目は、高齢者の保険料の中で低所得者に対して軽減した分の4分の1相当についてが市の負担となります。これは、新たに発生するものでございます。3点目は、広域連合の事務局の運営にかかわる経費を各市町村共通事務費として負担することになっております。これは、今年度から負担しております。また、先ほども答弁いたしましたとおり、後期高齢者医療制度に対し、現役世代、つまりゼロ歳から74歳までの全国民の方々が支援金として約4割を負担することになっております。これによりまして、現行の国民健康保険税では医療分、介護分の2方式で課税しておりますが、平成20年4月からは従来の2方式から後期高齢者の支援金加わり、3方式となるため、国民健康保険税についてはこれまでより国保加入者の負担がふえる見込みであります。この改正につきましても、税率の見直しも含めまして、3月議会に提案いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三瀧春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 行革への市民参加についてお答えいたします。

まず、これまで市の行政改革推進本部で取りまとめてきました事務事業の見直しあるいは使用料、手数料の改定、それからアンケートの調査結果等につきましては、1月の15日号の広報ごしよがわらで今申し上げた分、4ページを使って説明したいと思っております。それに加えて、現在の財政状況、こちらのほう、2ページを使って説明したいと考えております。

それから次に、きのう井上議員の御質問にもお答えいたしまして、ちょっと重複しますが、説明会につきましては時期、開催場所等を開催に向けまして現在検討中でございます。集中改革プランにありますパブリックコメント制度の導入につきましては、

年度内を目途に要綱を制定する考えでございます。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 事務事業の見直し結果後の財政健全化計画の達成状況についてお答えします。

平成19年度12月補正予算において歳入不足財源を4億566万2,000円圧縮したことにより、歳入不足財源の予算計上額は7,555万3,000円となったもので、今後の除雪等を勘案しない場合には、平成19年度決算における累積赤字額はこの額となるもので、平成19年度の決算見込みは財政健全化計画における財政試算の累積赤字額約7億円以内となる見込みであります。財政健全化計画における平成20年度の目標は、単年度では収支均衡のとれた決算を目標に掲げています。平成20年度予算編成においては、平成19年度から実施した職員給与の減額、今年度実施した事務事業等の見直し、市債の借りかえ、議会議員の報酬等の削減、歳入では使用料、手数料等の見直しにより約3億1,000万円の歳入増加並びに歳出削減の効果がありますが、当初予算要求額は歳入額を歳出額が十数億円上回った状態にあります。予算査定においてさらなる歳出抑制等を図り、歳入不足財源に依存しない予算編成に努めるものであります。また、累積赤字額は平成19年度決算の累積赤字解消額が大きく見込めることから、財政健全化計画における財政試算の平成20年度累積赤字額、この見込額約7億円ではありますが、これ以内となるものと見込んでおります。

○副議長（三淵春樹） 1番。

○1番（花田 進議員） 質問させていただきます。

農業振興の関係であります。私が言いたいのは、確かに常設の機関もそうですが、市長はいつも行けるわけではありませんが、部長とか課長職員が農協だとか県の関係機関、そういうところに定期的にお茶を飲みに行って、情報交換してくると。何を要望しているのか、そういうことが大変貴重な情報というか、ヒントになって、活性化の芽が出てくるわけですので、私の連携というのは、確かに組織的にテーブルを囲んでかきこまった会議だけじゃなくて、ぜひ定期的に、農協2つあってごしょがわら市農協以外は広域化されているわけですが、その支所も含めて、やはりそういう農協に定期的に行って、組合長なり担当者とお話をして、そういう状況づくりながら、やっぱり何が必要なのかと、どこに力を入れればいいのかということが必要だと思うんです。

例えば私トマトの例で申し上げますと、あの小さい市浦で7.8ヘクタールトマトがつくられ、旧金木では12ヘクタールハウストマトがあるわけです。ところが、この大きい

五所川原で1.9ヘクタール、やっぱりそれはその当時各自治体がトマト産地をつくろうということで頑張っていた中で、やっぱりその連携の少なさというか、そういうものをつくづく感ずるわけですので、その辺をぜひ実施してほしいと。

それから、農業委員会会長さんにお伺いしますが、ワンフロア化というのは具体的にどういう構想を持って提出されているのかお答え願えればというふうに思います。

品目横断的経営安定対策であります。面積のかなりの部分が参加しているようで、一安心したわけですが、この制度で補助金をもらわないと麦、大豆は絶対つukれないわけで、ぜひ今後とも加入促進なり、それから新規の事業がありますので、何か聞くとところによると、五所川原は県内の中でも多く加入したほうだというふうに聞いておりますので、今後も頑張って支援策を実施してほしいと。

質問なんですが、この制度、五所川原ではいわゆる集落営農で参加したところがあるのかどうか、担い手だけで参加しているのか、その辺よろしければお答え願いたいと。

あと、直売の関係であります。ちょっと3カ所という回答があって、県でももっと多く把握しているし、私が市内を走っている間ではもっと箇所数もあるわけで、そういう状況を的確に把握して、動向をつかんでいく必要があると思うんですが、今やはり直売所というとなんが重要になっているかという、直売所間のネットワーク化なんです。それから、もう一つは、食事だとか体験できる産直施設をつくるというところで大きな発展をしているわけですので、やっぱりそういう構想をぜひ長い目で考えていってほしい。県内でもいろんな直売所ありますが、やっぱり日曜日、土曜日だけじゃなくて、駐車場が満杯だと。五所川原では、そういうふうな直売所というのは「トーサム」とかありますが、旧市内のほうにはほとんど少ないと、そういうふうなことがありますので、そういう構想をぜひ考えてほしいなというふうに思います。

直売だけではないんですが、米の生産、トマトの生産も含めて、特色ある農産物をつくっていく時代なわけ。常々思うのは、特色あるということ、何か変わったものをつくると、変わった品目をつくるということに目がいくわけですが、確かにそれは変わってニュース性はあるんですが、大量に消費されるかということ、なかなか難しい問題があるわけ。ですから、既存の米とかトマトで、例えば今特色あるのというふうないうと、やっぱり減農薬にするとか、そういう方向なんです。その辺をちょっと調べてみましたら、西北で県が認証している特別栽培認証というのがあるんですが、西北全体では61人いらっしゃるわけ。ところが、五所川原はたった7人しかないと。去年調べたときは、9人いたんです。これをやるということは大変なこともあるので、なかなか伸びていないところはあるとは思いますが、西北全体の加入者から見ると少ないと。それ

から、エコファーマーという認定、これは国が認定して、実際は県が事務手続するわけですが、西北では741人入っているわけです。農協の部会が全部入るとか、かなり取り組みがされているところもあるわけですが、五所川原はその10分の1以下の62人しか認定されていないという状況にあるわけですので、ぜひそういう環境に優しい、安心、安全というテーマでの農産物づくりを、やっぱり市が旗を振って実施してほしいというふうに思っていました。

今回質問はしなかったんですが、私給食センターに地産地消ということで地元の食材がどのくらい入っていて、可能性があるのかということ調査に行きましたが、何せ五所川原の給食センターは約5,000食弱ということで、それを供給する体制というのはなかなか、よほど本腰を入れないと、これは難しいということで、尾を巻いて逃げてきて、かえって施設が悪いと、もう三十何年たって結露していて大変なんですという陳情を受けるようなありさまだったんですが、ただトマト、桃太郎とかトマトつくっているわけですが、そういうピューレとか、加工品はぜひつくってほしいという要望があったわけです。鶴田では学校給食の応援隊という、婦人の方が応援隊をつくって、こういう余ったトマトというか、熟したトマトをいろんな加工して給食に届けるということを実際しているわけですので、こういう発想をぜひいろんな機会に農家に訴えかけて、トマトのピューレとか加工品は大変使うので、供給してほしいという意見もありましたので、御検討してほしいというふうに思います。

それで、後期高齢者のお話ですが、きのう平山議員が何人ぐらいなのかというお話で、後で資料が届いたんですが、さらに来年はふえるそうだというふうな状況のようですので、その対象者、後期高齢者という、来年4月から大体どのくらいの人その対象者になるのかということをお知らせ願いたいし、できればその7,000から8,000ほどだと思っんですが、こういう人たちの個別対応というのは4月にどっと保険証が行って終わるのか、そうじゃなくて早い段階からあなたは後期高齢者の対象ですよという、そういう通知ができないものかというふうに考えております。

それから、この制度では、国保と同じで保険料を払わないと保険証を取り上げてしまうという状況に陥るわけで、その辺、どのような考えなのか御答弁願いたい。

今お聞きした来年4月からの保険料ですが、一部には、現在の国保より安くなる方もいると思うんですが、最低でも全員が年間1万2,100円ほどは払わなきゃならないわけです。ほとんど高齢者は扶養者の中に入っていたから、自分で払った記憶は何もない人たちが年金から必ず引かれていくという、その財政面での負担という視点でなくて、実際払う側から見ると、何も払っていなかった、例えば私の母は対象ですが、何も払って

いないのに、今度は自分の名前で少ない年金から引かれていくわけで、かなり精神的に、かつ経済的にショックだと思うんです。財政規模では、息子さんとか払っているわけですから、それは一向に構わないわけですが、1万2,100円の負担はあるわけで、それを払えない人が続出したら大変なことになると思いますので、その保険証の取り上げをなるべくというか、しないという方向でやっぱり考える必要があるのではないかと、うふうに思っておりました。

以上、御答弁お願いします。

○副議長（三瀨春樹） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） それでは、花田議員にお答えいたします。

当農業委員会では、昨年農政の効率的な運営のため、関係機関の一元化を提言させていただきました。これは、現在農業課題であります農地の流動化、担い手の育成、今後これを進めなければならないという集落営農の組織化などについて、行政や農協など関係団体が1つのフロアでこれに当たると、これによって政策の効率化が進むと、こういうことでございます。これは、目的とすることは、猫の目農政と言われる農業政策に対して、政策が出てから対応するという、やっぱり後手対策というのが非常に多いというのが私ども農業者の立場から言えるんです。新政策が出てから時間がかかっているうちに、その政策が期限切れと。特に予算問題などは、つまり計画を立てているうちに後回しで、それに乗れないという現状があります。これがワンフロアの一番の目的、趣旨、あるいは効果があるものと私は考えております。

ワンフロア化については、まだまだ一般的ではありませんが、北海道など栗山町で既に実施しているところがあります。我々は全国系統組織ということでありますので、その辺の情報などを常に受信、発信しておりますので、いち早くそれに対応できるものと私は思っております。このワンフロア化ということは、即政策に対応するということで大きなメリットがある、これが私の願いであります。現在これにつきましては、五所川原農業活力推進本部においてその方向づけを協議しているところでありますので、花田議員には今後とも御指導のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（三瀨春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

ワンフロア化につきましては、今農業委員会の会長さんがおっしゃったとおりでございます。先ほど議員がおっしゃっているとおり、遊びに行っても情報交換をするようにと、それは大切なことだと思っておりますので、それについては進めてまいりたいと。

それから、品目横断、その他いろいろおっしゃっていただきました。その部分の中では、議員おっしゃるとおり我々としてでも大変大切なものであると考えてございますので、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

次に、学校給食への地場製品の部分でございますけれども、議員御承知のとおり、これまでも米、リンゴ等を農協を通じて提供してございました。今後トマトやジャガイモ等の野菜、それからまた議員おっしゃられたとおり、加工品等についても給食食材として供給が可能かどうか、教育委員会や農協等と検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 後期高齢者制度についてお答えいたします。

まず、対象者、75歳以上、一定の障害がある65歳以上の対象者でございますが、10月1日現在、老人保健制度ですが、現在7,387名ございます。これが来年4月1日、後期高齢者制度が発足いたしますと、7,800人程度になる見込みというふうに考えております。

それから、対象者の通知についてでございますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、当市でも2月の広報ごしよがわらに保険料及び被保険者証送付時期等の事前告知と一緒に、制度について広報ごしよがわらに掲載して周知させたいというふうに考えております。

それから、対象者に対する保険証の送付につきましては、3月中旬に送付いたしますので、これから先ほど言いましたように新聞、テレビ等にも広域連合のほうで放送予定ですので、十分周知できるものというふうに考えてございます。

それから、保険の加入者が納期限から1年経過しても滞納を続けると、保険証を返却することになり、被保険者資格証明書が交付されることになっております。先ほど花田議員の御質問でございますが、本市においては保険料を滞納している被保険者の実態調査を実施いたしまして、調査内容を広域連合に報告した上で、広域連合が制定した統一基準及び要綱に照らし合わせ、広域連合において最終的な交付決定を行う予定というふうに伺ってございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 先ほど答弁漏れございました。

集落営農の加入団体のことでございます。現在品目横断対策に加入要件となっておりまして4町歩以上の認定農業者は351名、集落営農、団体のほうでございますが、7組

合がございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、12番木村博議員。

○12番（木村 博議員） 一登壇一

誠風会の木村博であります。通告に従い一般質問をいたしますが、その前に国の三位一体改革によって我が市の財政は極めて厳しい現状下にあります。合併すれば、いずれ中心部が栄え、周辺部は寂れてくるのではないかと心配されていましたが、これほど早く現実になるとは考えられませんでした。大変残念に思っているところであります。

私は、本定例会に3点通告しておりますので、質問いたします。最初に、合併特例債の活用と実績について。3市町村合併の際に策定した新市建設計画に基づいて新五所川原市が均衡ある発展を図るため、合併特例債が合併後10年間に限り認められていますが、合併特例債を活用した平成17年度及び平成18年度に実施した事業と決算額を示していただきたい。また、合併特例債を利用した19年度事業の進捗状況と予算額についても示していただきたい。

次に、市民総合文化祭りであります。市民総合文化祭りは、去る11月3日から5日まで市内3カ所で開催されましたが、いずれの開催場所でも多くの市民が参加し、文化祭りが成功に終わったと聞いております。私が住んでいる市浦地区の「あすを開くふるさと祭り」でもアトム保育園、市浦小中学校、市浦高等学校や各種団体、子供から老人までの多くが参加しております。また、大正琴の津軽名和会の演奏や働く婦人の家サークル野ばらの合唱などもあり、盛会でありました。これも市町村合併の効果の一つであり、他の地区の公民館活動やグループ活動を目の当たりにすることができました。今後とも文化、芸術の交流を継続することが地域間交流の促進に大変重要であると考えております。市浦地区においては、この行事は文化芸術の継承や陶芸、木工作品の技術向上に大きく寄与してきたところでございます。また、年1回の自己の技術と作品の発表の場でもあります。

さきの事務事業の見直しでは、ふるさと祭り開催補助金が全額カットされ、平成20年度以降は開催できないのではないかと多くの市民は不満を持っております。このふるさと祭りは、市浦においては開催回数28回を数えております。合併して、市浦の人々は1年を通して一堂に集まるのがこのふるさと祭りだけです。ぜひ存続すべきと思いますが、市長の考え方をお尋ねいたします。

最後に、市道相内・太田鏡線の改良についてであります。平成11年度より施工して

きた相内地区の圃場整備事業も去る11月23日の竣工記念式典により事業の完成を見たところであり、地元の一人として関係者各位に感謝とお礼を申し上げます。相内・太田鏡線は、路線開通時より補修を繰り返しておりましたが、全体的に老朽化が進んでおり、多年にわたる圃場整備事業の工事施工等によるダンプの走行や重機を積載したトラックの往来により舗装の摩耗が著しく、道路の各所に穴だらけが目立ちます。交通事故の起きやすい状態になっております。この路線はバス路線であり、小中学校や保育園の通学、通園道路でもあります。また、圃場整備事業の受益者、農家の特段の協力により、この市道相内・太田鏡線の改修拡幅に対応できるよう、その道路用地も確保されており、地域住民から一日も早い改修、拡幅が要望されております。この路線の事業着手のめど等について答弁を願います。

これで壇上からの質問を終わります。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 合併特例債を活用した具体的事業についてお答えします。

平成17年度では、電算システム統合事業2,250万円、スノーステーション建設事業2億8,270万円、平成18年度では情報システム整備事業240万円、除雪機械購入事業1,030万円、中心市街地整備事業3億8,950万円であります。平成19年度では、除雪機械購入事業940万円、中心市街地整備事業7億3,860万円を予定しております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 教育長。

○教育長（木下 巽） 市民総合文化祭について、市長への答弁を促しておりますけれども、市長とこのことについては私教育委員会と協議していますので、私がお答え申し上げます。

まず、木村議員の質問の当市は歴史、文化資源に恵まれた地域であり、また地域住民の地域の文化を守り、育ててきた意識の高さと愛着の精神が地域文化の発展に大きく寄与しているものと思っております。市民総合文化祭におきましても、地域文化の継承に非常にかかわってきている行事であり、多くの市民が参加し、日ごろの学習発表の場であるとともに、文化活動を広める場として重要な役割を果たしており、地域文化育成の意味からも主催する関係団体への助成を行ってまいったところであります。しかしながら、社会状況の変化、市行財政改革への対応を踏まえた施策の展開が必要となってきたのが現状であり、経費の節減とともに効率的な行政の推進が必要不可欠となっております。その中において、先般文化祭の主催者である関係団体に対し説明会を開催し、

中央公民館のかかわっている団体が対象でしたが、来年度以降の補助金削減と文化祭開催等について説明と意見交換を行い、協力をお願いしましたが、補助金削減に対する不満は相当あったものの、文化祭の開催につきましては行政、関係団体が互いに知恵を出し、協力することで実施していくことへの理解を得られたものと思っております。

今後においても、市浦地区の市浦ふるさと祭り実行委員会、五所川原地区の五所川原市文化振興会議、金木地区の金木文化団体協議会との協議を重ね、これからも文化祭が開催されるよう各団体の自主性、主体性を尊重しつつ、互いの意識共有を図るとともに、行政支援としても会場使用、職員による人的支援など、できる限りの協力を行うことで、補助金がなくても文化祭が開催されるよう鋭意努力してまいり所存でございますので、何とぞ木村議員の御理解を賜りたくお願い申し上げます。

○副議長（三潟春樹） 市浦総合支所長。

○市浦総合支所長（成田義正） 木村議員の圃場整備に伴う市道相内・太田鏡線の拡幅改良についてお答えいたします。

平成11年度に着手した県営相内地区圃場整備事業が去る11月23日に竣工式を終えることができましたのは、関係機関及び市浦地区住民並びに地区出身議員の御協力、御支援のたまものと、深く感謝申し上げる次第であります。

さて、市道でバス路線でもあります相内・太田鏡線の改修及び拡幅についての御質問でございますが、当市の過疎地域自立促進計画には、平成18年度からの新規事業として掲載しておりますが、財政の健全化を促進するに当たり、当面原則として継続事業を優先し、新規事業を先送り及び抑制しておるところでございます。このことから、相内地区圃場整備事業地内を縦走する相内・太田鏡線は、現在着工されていない状況にありますが、防雪さく設置スペース及び道路拡幅用地については確保されていることから、今後健全財政のめどがついた時点において実施できるよう努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○副議長（三潟春樹） 12番。

○12番（木村 博議員） 先ほど財政部長は、大町開発に伴う合併特例債の金額言いましたか。私が認識しているのでは、18年度と19年度で12億4,000万ほどですが、それでいいですか。

それでは、質問します。合併特例債が大町2丁目地区区画整理事業に18年度、19年度で約12億4,000万ほど利用されていますが、合併特例債は3市町村が合併後の新事業に対して活用できるものでありますが、大町区画整理事業は旧五所川原市の継続事業であ

り、合併特例債を適用させるのはおかしいのではないかと思うのですが、今後合併特例債をどのように活用していくのか、市長の考え方をお尋ねいたします。

それから、ふるさと祭りですが、補助金がカットになって、今まである3地区のふるさと祭りがまた開催できると思いませんので、市浦であればたった40万の補助金ですので、もう一度再検討すべきではないでしょうか。

また、次の市道相内・太田鏡線は、市浦と金木が五所川原に合併したとき、過疎債という財源をもって合併したわけであります。この財源は、今五所川原市での事業にだけ利用されているわけで、この財源を使えば来年からでもすぐ市道相内・太田鏡線は着工できるのではないか、そこをお尋ねして2回目の質問を終わります。

○副議長（三淵春樹） 答弁。

市長。

○市長（平山誠敏） 合併特例債についてお答えいたします。

合併特例債の発行目的は、地方債である以上、借り入れによる資金調達であります。発行すれば、後年度の公債費に影響を及ぼすもので、財政指数等を踏まえながら活用しなければならぬものであります。しかし、合併特例債には元利償還に対して普通交付税算入があり、財政補てん機能がある地方債であるため、今後も地方債により資金調達が必要な場合は、優先的に活用を図ってまいりたいと思っております。

先ほどの大町地区にだけ12億ですか、11億ぐらいか、出しているのはおかしいんじゃないかという御質問でございますが、大町地区の整備事業も新市建設計画に記載されているものであり、合併特例債を使うのは何ら差し支えないものと理解しております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 教育長。

○教育長（木下 巽） 木村議員の補助金の存続できるか、またはしてほしいという御質問でございますが、より効率的な業務の推進を図るため、行政の役割、住民の役割、住民負担のあり方などについて、今後総合的に検討しているところであります。今後とも関係団体との協議行いつつ、支障を生じないように努力しなければと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○副議長（三淵春樹） 12番。

○12番（木村 博議員） さきの行政視察の席で、ある市長が言った言葉があります。「役所は市民のお荷物になってはならない」。いい言葉だと思います。我が五所川原市は、事務事業の見直しでは各種補助金は廃止、使用料、手数料等は値上げをし、市民アンケートによる最も必要でない大町区画整理事業はやる、これでは市役所が市民のお荷物に

なっているのではないかと、市長の所見をお伺いして質問を終わります。

○副議長（三瀨春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 木村議員から、何か極端な質問があったわけですが、行政と申すのは、総合的な見地から推進していくべきものであり、当市の大きな課題の一つには雇用の問題もございまして、きのうも答弁したところでございますが、当市はテレコムセンターの誘致とか、市民の働く場所の確保にも努めているところであります。大町再開発事業につきましても、新しい商店街をつくり、そしてまた新しい就職先をつくるということで、これは行政もかなり負担をいたしますが、何と申しても商店街の方々、市民の方々がこれから主体になってまちづくりを進めるわけございまして、やはり行政と市民とが一体になった事業であろうかと思っています。これからの五所川原市の核として、新しい商店街づくり、まちづくり、これもこれからの当市発展のためには必要なものと認識しておりますので、木村議員にはぜひ御理解と御協力を賜れるようお願いいたします。

以上です。

○副議長（三瀨春樹） 以上をもって木村博議員の質問を終了いたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時30分 休憩

午後 1時02分 再開

○副議長（三瀨春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、伊藤永慈議員。

○6番（伊藤永慈議員） 一登壇一

誠風会の伊藤です。平成19年第6回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。今定例会は、通告に従い1点について質問しますが、財政に関することですので、各事業にわたりますので、よろしく願いいたします。

今回の議会開催前に行政改革に伴い、財政健全化により市財政の憂慮すべき問題と、これに伴う改革についていろいろ説明を受けました。私は、春からここで質問するたびにこの問題に関連づけて質問してきたつもりですが、これまでの答弁に対し、市民の多くから釈然としないとの声があり、今回これらに関し改めて質問いたします。

さて、今回の改革プランに伴う事務事業の見直しについて、多くの事業と予算が厳しい査定を受けました。また、これを査定する側も大変苦勞したことと思います。私自身

現在の財政状況では、これもやむを得ないと考えておりますが、私たち議員が参加させてもらえなかったことがとても残念であります。11月中ごろの新聞に掲載されておりました五所川原市では休廃止で5,800万円、その他廃止済みを合わせると3億円の歳出減とあり、また国の定める地方公共団体財政健全化法では、さらに削減しなければならないとありました。大町の開発が進められていますが、合併特例債などいろいろ組み合わせり、実際の持ち出しは約15億と聞いております。この区画後はどのような街並みになるのか、新聞等でいろいろ報道されておりますが、具体的に大町通りはどのように、ハイカラ町はどのようになるのか、また商店は何軒営業するのかお聞きいたします。

前回の質問では、直接、間接の経済効果をどの程度見ているのか、それについての費用対効果を計算していないとのことでしたが、そこに設置する施設または設備の維持経費などについてお教えてください。

次に、合併特例債ですが、180億の事業期間が10年と聞きました。今後残りの合併特例債を使う計画があるのか、市長にお聞きいたします。

これに関連し、この地方の中核となる病院の建設計画があります。これについて、建設に要する総額は当初約200億円、これに関する当市の負担割合が78.58%となっておりますが、議会前に中核病院の規模等の見直しがあると説明がありました。そのため、中核病院にかかわる当市の負担金額が確定していないために、現財政健全化計画に入っていないわけではありますが、果たして実現可能なのか。そうだとしたら、財政をどこに求めるのか説明を願います。

事務事業の見直しで削減の説明を受けましたが、特に零細な事業が廃止になっております。零細と事業効果は別ではないでしょうか。私はそのように考えていますが、いかがでしょうか。一例を挙げますと、金木地区の商店街を活性化するために補助金を受けておりましたが、全額廃止になりました。これは、各地域においても同じであります。また、文化財の伝承事業、子供会などなどが対象となっております。この上、あらゆる使用料や手数料を値上げして削減された金額が5,500万です。このことにより、市のマイナス面について話し合われたのでしょうか。

次に、市民文化会館及び三道会館は現在解体されておりますが、これに係る経費とこの跡地をどのように使用するのか教えてください。

最後に、ふるさと交流圏民センター事務組合の解散について提案されておりますが、この事務組合は当初1市4町2村で約32億の建設費で行われた事業です。現在の債務は幾ら残っているのか、年に幾ら償還するのか、またどこが管理していくのかお教えてください。

以上で質問させていただきます。関係部署の誠意ある答弁をお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいま伊藤永慈議員より今後合併特例債を使用するのかという御質問ございましたが、午前中木村議員にお答えしたものと重複いたしますが、お答えします。

合併特例債の発行目的は、地方債である以上、借り入れによる資金調達にあります。発行すれば後年度の公債費に影響を及ぼすもので、財政指数等を踏まえながら活用しなければならぬものであります。しかし、合併特例債には元利償還に対し普通交付税算入があり、財源補てん機能がある地方債であるため、今後も地方債により資金調達が必要な場合は優先的に活用を図ってまいります。

次に、中核病院について。中核病院建設の市財政に与える影響についてお答えいたします。西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープランでは、つがる西北五広域連合が建設並びに事業運営を図ることで計画しております。つまり公営企業法の適用のもとで実施することから、中核病院の建設に当たって、公営企業債の借り入れにより建設し、借入金の元利償還費及び運営費について、公営企業法の繰り出し基準により構成市町が負担するものであります。中核病院事業費総額は約199億円とされ、企業債償還費は開院当初は5億円、償還ピークを迎える開院後5年目には約16億円とされ、当市負担も多額となることから、中核病院建設のために建設規模などの見直しを図るとともに、当市の財政健全化を早期に実現したいと考えております。

また、本年6月に公布された地方公共団体財政健全化法の早期健全化基準並びにことし中に総務省より示される予定の改革ガイドライン、新たな支援方策を見据え、計画再編に早急に取り組み、西北五地域が1つの病院となって地域住民が満足できるよりよい医療サービスを提供するなど、すなわち心豊かに安心して暮らせる地域づくりにこれまで以上に努力する所存でございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 伊藤議員御質問の大町、ハイカラ町はどのようになるのか、もう一点、商店の営業は何店なのかの質問にお答えいたします。

まず最初に、大町、ハイカラ町はどのようになるかについて御答弁いたします。大町2丁目地区土地区画整理事業地区の関係者で組織されています五所川原市大町2丁目まちづくり協議会では、調和のとれたにぎわいあふれる商業空間を形成するため、まちづ

くり協定を制定したところでございます。これについては、先般の新聞等にも報道されております。また、地区内では大町通り、広場参道、ハイカラ町通り、金魚ねぷた通り、HOTな広場等、5つのグループによりおのおのの景観形成計画を進めております。各グループから街路整備などの提案を受け、市としては来年度から道路整備も始まることから、歩道や道路の仕上げ材、それから街路灯の形状、立佞武多の館東側の広場整備について、維持管理なども含めて具体的協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、商店の営業は何店なのかということでございますが、このことについては大町2丁目地区土地区画整理事業を進めるに当たり、市では個別ヒアリングを実施しておりますが、平成17年10月に実施しました第2回目ヒアリング結果では、地権者等対象となる80物件に対し、従来どおりの利用44物件、共同利用3物件、土地賃貸8物件、建物新築後賃貸13物件、売却予定の9物件、今後検討3物件となっており、売却予定と今後検討の12物件を除いて85%の地権者の方々が商店街の再生への意欲を見せている状況と認識しております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 伊藤議員にお答えいたします。

市民文化会館等の取り壊しの費用、それから跡地の利用についてお答えいたします。旧市民文化会館、旧老人福祉センター及び旧三道会館の解体費用についてであります。旧市民文化会館解体費が6,541万5,000円、旧老人福祉センター解体費が998万3,400円、旧三道会館解体費が1,732万5,000円、合計9,272万3,400円であります。跡地利用につきましては、更地状態といたしまして、来庁者及び職員の駐車スペースを確保する予定でございます。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 使用料、手数料の見直しによる市のマイナス面を考えたかどうかという質問に対しましてお答えします。

使用料、手数料の見直しにつきましては、健全計画に基づくものでありまして、単に歳入を上げるためではなく、見直しの基準としまして、利用していただく市民の方に適正な受益者負担を求めるため、まずはフルコスト計算に基づく原価計算、2つ目として合併に伴う料金の統一、3つ目として他市との均衡、この3つに基づいて料金を見直したものでありまして、市民サービスを低下させるものとは考えておりません。市としても、給料カットを初めとする組織改革や内部のスリム化を努力しているさなか、努力し

ようとするところでありますので、市民の皆様にも御理解を求めるものと考えております。

ふるさと交流圏民センターの市債残高は、平成19年度末で約16億7,000万であり、この債務は移管後は市の債務として引き継ぐものであります。これに対しての平成20年度の元利償還額は約1億7,000万円となります。これまでもふるさと交流圏民センターの運営費並びに市債償還金については当市が全額負担してきたもので、当市移管後も負担額が変更されるものではありません。また、財政指数等においても平成18年度から一部事務組合も連結指数とされたことから、移管後においても影響が生ずるものではないと考えております。

○副議長（三淵春樹） 6番。

○6番（伊藤永慈議員） どうもありがとうございました。再質問させていただきます。

大町2丁目のまちづくり協議会が組織され、それに伴いまちづくり協定が承認され、協定内容が多岐に及ぶ。例えば建物の高さ、外見、町なか居住の推進、にぎわいの創出の工夫などについて地域内に設定し、金魚ねぷた通り、広場、参道、大町通り、ハイカラ町など、小グループに協定細目を策定することにしてしていると新聞等の社説でありました。市としてどのような指導をし、どんな形で参加しているのか、そして全体的に統一性があるのかをお聞きいたします。

次に、合併特例債のことで再度質問いたします。合併特例債の今後の計画について、木村議員も質問いたしましたが、財政比率のこともあると思いますが、特例債は借金ですが、7割がまだ返ってくるという利点もあります。活性化するためには、私は必要なのではないかと思いますが、私は決して合併した自治体に応分に配分しろと申し上げているわけではありません。ただ、合併後、市の中心市街地の活性化に大きな比重で予算を投下していますが、合併によりふぞろいになった事柄に対し広く目を向け、少額でも確実に財政健全化と行政の円滑化でつながると考えますが、どうでしょうか。市長、もう一度お願いします。

次に、中核病院のことなんですけども、財政が先に健全化されないとやらないという答弁でしたが、病院の予算がまだ確定していないんですけども、中核病院はいろいろな問題や障害がありますが、五所川原市には地域拠点となる病院はぜひ必要だと私は思います。また、経済にも大きな影響を与えることでもあります。国、県の補助金が確定していなくても、今後大方予想のもと、ある程度の財政の確保すべきものだと私は考えるんですけども、その辺、いきなり財政ではすぐやるといっても大変でしょう。今からそういう準備が必要なんではないかと思っておりますので、その点御答弁をお願いします。

次に、市民文化会館及び三道会館ですが、財政が逼迫している中、9,000万ちょっとの経費がかかるとのことですが、今までこのままにしていたものをなぜ急がなければならぬのか。私も議決した一人ですが、健全化計画が出されていたなら、私も考えたのではないかと思います。9,000万ちょっとのお金があれば、事業の見直しもまた楽になったのではないかと考えますが、その辺を説明をお願いします。

もう一点、一部事務組合の解散によって財産を市で受けるわけでありますが、借金も財産であります。なぜこの財政の厳しい中、今なのか。解散。この解散後の指定管理者を民間に委託するわけか、そこちょっと、そのことについても再度質問いたします。

以上、お願いします。

○副議長（三淵春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 最初に、なぜこの財政の厳しい中、市民会館等の取り壊しを行うのかと、これについてお答えいたします。

従来から旧市民文化会館等は解体の必要性を認めつつも着手に至らず、今日を迎えております。平成17年に市町村合併をしておりますが、当該合併により旧五所川原市庁舎が本庁舎となり、金木、市浦の旧町村時代のそれぞれの庁舎が総合支所としての機能を果たしていることは御承知のとおりであります。本庁舎に来庁される方のための駐車場につきましては、合併以前から狭隘であることが指摘されており、本来広場であるはずの庁舎正面のいわゆるお祭り広場も来庁者の駐車場としての利用を余儀なくされております。合併を経て、各総合支所において一般的な証明書等の発行などの事務については、用事が足りるように配慮はしてございますが、各種会議など、中には本庁舎に来庁しなければならない場合もあり、合併前に比べ本庁舎駐車場が一層手狭となっており、これについて早急に何らかの対策を講じる必要が生じてまいりました。その結果、旧市民文化会館、旧五所川原老人福祉センター、旧三道会館のいずれも老朽化著しい施設を解体し、跡地利用として来庁者等の駐車場として整備することになったものでございます。御理解をお願いいたします。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） それでは、中核病院の問題でございますが、国、県の援助が、決まる前から検討するべきではないかという御質問ですが、確かにそのとおりだと思います。先ほども申し上げましたとおり、約200億円という事業費がございますが、もう一つ心配しておりますのは、サテライト病院をどういうふうに位置づけるのか、またどこに設置するのかという問題が残っておりまして、このサテライト病院の関係についてどれく

らの経費が見込まれるのか、その辺も未確定ということもございまして延びているわけでございます。いずれにいたしましても、当市は当市としてどれくらいの時期に着工できるかということは、一つの見通しとして持つ必要がございます。先ほども申し上げましたが、財政健全化法によって実質公債費比率が25%というふうに決定いたしました。これに該当しないような時期はいつかということで、いろいろ財政当局も検討しておりますが、平成23年か24年ごろになれば、ほぼいいのではないかという見通しも出ておりますので、それまでにはこの自治体病院機能再編成の問題も、関係市町の同意を得ながら実現へ向けて進めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） ふるさと交流圏民センターの今後の運用についてお答えします。

移管後においては、早期に指定管理者制度での委託を図る予定です。これによりまして、現在派遣している職員5名の人件費、平成19年度当初予算で見ると約4,600万円を見ておりますが、これが大幅に削減できるものと考えております。

合併特例債の今後の活用についてですが、これまでも金木地区、市浦地区においても除雪機械等の購入事業で活用を図っているところでありまして、今後も3地域での活用を図っていくものと考えております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 伊藤議員御質問の市として指導、参加、全体として統一性があるのかの御質問にお答えいたします。

まちづくり協定は地権者の任意協定であり、景観形成にかかわりを持つまちづくり委員会には市から2名参加しております。また、協定書の内容については、このまちでの出会いや交流を大切にし、生活文化を提案する親しみのあるまちづくり、また市街地の環境、景観はみずからつくり出すものであるとの認識を持ち、安全で緑あふれる美しい商業空間を創造するなどが掲げられておりますので、こういったことで協議を進めてまいりたいと思っております。

○副議長（三淵春樹） 6番。

○6番（伊藤永慈議員） 最後の質問です。

区画整理事業なのですが、市から2名の職員が行っているというわけですが、私こう思うんですけども、区画整理事業がまずありきで、商店街をどのようにするかが漠然としているように私は考えるんです。そのように市民に思われているのではないかと思います。

ます。ただ、70億の事業ですので、これは市民に納得のいくために、この大町全体がどのようになり、必要とするのは何なのか、そのことにより雇用が何人できるのか、やっぱり市としても把握しながら、そういった情報を発信するのが大事だと思いますので、そういう意味では納得いくように頑張っていたいただきたいと思います。

それと、病院の再編なんですけど、サテライトとかいろいろ問題があるのはわかっています。健全化が進んで、平成23年、24年ごろにはめど立つようにおっしゃっておりますけども、実際莫大な費用ですので、ある程度はそういう予測して、財政はある程度考える答えがちょっと欲しかったんですけども、大変でしょうけども、その辺を今後頭に入れて、また新たな再編がないようにしてもらおうよう努力していただければと思います。

もう一つ、オルテンシア、ふるさと交流圏民センターのことですけども、指定管理者はやっぱり民間ですよ。自治振興公社も民間になるのですか。ただ、自治振興公社の代表者は、多分総務部長だと思いますけども、それが民間というような、ちょっと私は理解できないんですけども、そういった意味でNPO法人なり、そういうのを立ち上げながら、ちゃんとした民間にやってもらうのが今後の財政的な面でも、いいアイデア的なものでも民間の意見が取り入れ、活性化されていくと思いますので、その辺も今後検討願えればと思います。

以上で私の質問といたします。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） ちょっと質問なのか要望なのかはっきりしない面がございましたけども、大町土地区画整理事業については、伊藤議員も、先ほどの木村議員にしても、多分平成17年か18年のころにやろうということ、中身については私よりも詳しいものと思っておりますが、私自身の考えといたしましては、行政は道路をつくるとか、ハードの面を担います。その後の商店街なりにぎわいをつくるというのは、やはり民間のそういう才能のある方々が担当するのが本来かと思っております。ただ、今の事業につきましても、当初は商工会議所が中心になって、TMOが、タウンマネジメントオーガナイゼーションでしたか、中心になってやっておりましたが、ことしですか、昨年、法律が改正になりまして、これは伊藤議員も御承知のことと思いますが、新しいまちづくり協議会をこれから立ち上げていくという段階でございます。前に新聞にも出ておりましたけども、大正ロマンのまちをつくるんだということも出ておりましたが、ここにおられる山口議員、商工会議所の議員でもございまして、この大正ロマンというのは、多分山口議員の御提案が実現していったものかなというふうに思っています。何よりも大町2丁目の方々が中心になって、私の考えとしては、エルムでもない、ジャスコでもない、

また違った落ちつきのある商店街、まちづくりをしてもらえればと思っております。

それと、あと3年後には新幹線が青森駅開業いたしますし、今でも160万人以上の観光客が来ています。やはりそういう方々の受け入れ態勢をしっかりとさせていくということもございますし、やはりそういうものをひとつ総合的に、官だ、民だと分けるのではなく、お互いに情報交換しながら新しいまちづくりをしていければと思っておりますので、議員各位におかれましても、ぜひ御指導、御協力を賜りますようお願いする次第でございます。

もう一つ、中核病院、確かに莫大なお金かかります。ただ、医療の現状を見ますと、非常に厳しい状況だと。この自治体病院再編成の計画が頓挫いたしますと、この地域での救急を受け入れる病院が皆無に等しくなるのかなという危惧もございます。そのために、五所川原市も含めて関係市町の財政負担をどれだけ軽減できるかと、国の新しい援助方針ですか、もう決まるということも踏まえながら、できるだけ建設費の軽減を図って、それで安心できる病院をつくっていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○副議長（三潟春樹） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） オルテンシアの管理についてお答えいたします。

一部事務組合が解散すれば、施設は当市の所属となります。そうなれば、教育委員会の一施設となりますので、すぐには指定管理導入できないでしょうから、直営の時間を経て指定管理者制度導入になります。あそこの施設の性格からいきまして、いろんなノウハウを持った職員が必要でありましょう。また、自主事業を大いにやっていただいて、管理者の使用料とか、歳入面で頑張っていたいただきたいと思っておりますので、先ほど自治振興公社の名前を出されましたけれども、自治振興公社でただいま任意指定の形で受けている管理委託とは違いますので、指定管理者導入の際は公募と恐らくなるでしょう。民間の多くの団体の参入をいただきたいと考えております。

○副議長（三潟春樹） 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

次に、18番秋元洋子議員。

○18番（秋元洋子議員） 一登壇一

自民クラブの秋元洋子です。第6回定例会におきまして、議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

昨年地方分権改革推進法が可決成立したことで、国と地方の役割を明確にし、住民に身近な行政をと税財源の移譲等、地方は分権を担うべく行政の体制、国の三位一体改革による地方交付税の削減等により、疲弊し切っております。五所川原市も呼吸困難に陥

っている状態なのではないでしょうかと、私は1人でそう思っております。市町村の合併により財政が優遇されると思い、合併した結果が今の状態です。今さらながら、この現状の厳しさ、五所川原市行政改革大綱、五所川原市集中改革プラン、五所川原市財政健全化計画などなどを掲げても、市民の生活にどれほどの反映ができるのか、日夜努力している市長の姿を見ると、非常に私たちも心が痛みます。

前置きはこのぐらいにいたしまして、本題に入らせていただきます。まず、金木公民館についてですが、少し私ごとになりますが、皆さんお聞きください。質問の流れとしてお聞きください。10月22日、金木公民館におきまして、北五地域商工会連絡協議会主催で県下統一事業の一環として、少子高齢化と食育という部分で……。つがる市の方を講師に迎えて板柳、鶴田、五所川原、中泊の皆さんで研修を開催いたしました。10月20日前後から集中豪雨があったということで、会場の天井から雨漏りがあり、雨を受ける真っ赤なごみ入れの大きなポリバケツが置いてございました。他町村の女性部の方々が口々に、「これ何で置いているんですか」という質問があり、私は、ブロックの会長という立場上非常に辛いものがありましたが、笑って耐えるしかございませんでした。鶴田、板柳の方々は、「合併は考え物だね」と、「これが合併か」と言われ、情けない思いでございました。

質問の1として、雨漏り修理の概算はいかほどなのか。

2つ目として、財政の厳しいことは知っております。ですが、予算化をしていただけるのかどうかお伺いいたします。

3つ目として、文化祭のことについてです。11月2日から3日、4日にわたり産業文化祭が行われておりますが、助成金額がカット、残念ですが、金木文化祭には47団体が活動しております。1団体が3,000円を出して運営しておりますが、だれもが考え、思っていることは、五所川原の市民は文化祭がなくなるんじゃないか、ひいては公民館がなくなるんじゃないか、農業者トレーニングセンターのように閉鎖してしまうのではないかと危惧しております。そういう市民が多く、五所川原市に何の希望も夢もないと話している声が多いのです。この不安を取り除くためにも、ぜひ金木中央公民館の修理を願うものでございます。また、文化祭の助成金につきましても、できる限りのお答えをお願いいたします。

次に、伝統芸能についてどういうお考えを持っているかお聞きしたいと思います。金木町には、350年以上前から、津軽藩の時代からでございますが、歌い、踊り伝えられてきました嘉瀬の奴踊りがございます。また、金木さなぶり荒馬踊りもございます。この荒馬の踊りは、昭和56年、県の無形文化財の指定を受けております。この荒馬の会長

さんは徳田長弘さんという方で、会長を務めてから40年以上になったそうであります。この方々の活動に対する御苦勞、継続することの難しさを乗り越えた四十数年、市ではたった2万4,000円の助成をしておりました。この2万4,000円でさえカットされるのでございます。それほど市の財政は苦しい。それを知りつつ、私は今回この場で一般質問させていただいております。嘉瀬の奴踊り、荒馬の踊り、両方とも金木町小中で子供たちに踊り、歌を伝承してきております。この活動を軽視する、その理由をお答えください。学校教育の中の大切な心が失われていくような気持ちです。この質問の中に十三の砂山、五所川原の凧の会、虫おくりなどなども含めてお答えいただければ幸いです。

次の視聴覚障害の件につきまして、ことしの春、視覚障害の総会に出席いたしました。質問の前に、1つお断りしておきます。私の不用意な言葉、それが差別用語等につながったとしたら、この場でおわびいたしておきます。申しわけございませんと今から謝っておきます。総会の席で、市役所側から連絡手段としてはがき、封書等に市役所の大切な連絡にかかわるその封筒とか、そういうものに一般の郵便物との違いのわかる点字のシールを張ってほしいとの要望がございました。

質問の1つ、シールは1枚いかほどなのか。対応してくださるのか。

それから、声の広報もあると聞いておりますが、何人くらいの方が使用しているのかお答えください。

それから次に、これから話すことは通告の中に書いていないのですが、ぜひ聞いてほしいと思います。お願いでございます。飯詰地区に住んでいる視覚障害の方が詩集を出されるのですが、詩集の要所要所に押し花を挿入するボランティアの方が仕事の都合で夜間に訪問するそうです。そのとき、その家の近くに街灯がついていなくて、真っ暗やみの中に行くのだそうです。何年も前からお願いしていますが、電柱はあるけども、電球がついていない、つけてもらえないと嘆いているそうです。財政が苦しい中でも、こんな小さなことも、少しの願いもかなえていただけないのでしょうか。後々で結構ですから、ぜひ対応してください。ボランティアの方、近隣の方々に一条の光を差し上げてください。よろしく願いいたします。

4番目に、給食センターについてですが、きのう加藤議員、そしてきょうもまた花田議員も先ほど話されておりましたが、一般質問等の中で現状は知れましたので、将来の構想についてお聞きいたします。財政難の中、給食センター、秋元何を言っているんだと言われるのは覚悟の上でお聞きいたします。このことは、市長を苦しませ、困らせるだけの質問かもしれませんが、給食センターの中を視察、説明を受けてきました。職員

の方々は非常に神経を使い、食中毒を防ぐため努力している様子が見られ、安心したものの、随所随所に配管が腐ったり、屋根が落ちてきそうになっていたり、職員の方々はいろいろ手を尽くして努力しております。老朽化している、はっきりと私の目でもわかりました。一生懸命努力しても、これから先何があるかわかりません。事故がなければよいなど、ふと脳裏をかすめました。子供の食の安心、安全のためにも、建てかえが必要なのかなと思います。今回の質問は、厳しい状況の中でございますので、いつまで建ててほしい、いつまでやってほしいとか、そういう無理は言いません。市長として、将来これをどのような形で建てかえていくのか、どういう構想を持っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

以上の質問に対して、誠意ある御答弁をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 秋元議員の視覚障害者対策についてお答えいたします。

現在当市では203名の方々が視覚障害者手帳の交付を受けておられます。これらの方々に対する福祉対策といたしましては、障害者自立支援法に基づく各種の障害福祉サービスのほか、声の広報事業として市の広報をテープに録音し、登録されている方々へ毎月郵送し、御活用いただいております。

御質問の当市から視覚障害者の方々にあてに発送する郵便物等への点字シール張りつけにつきましては、秋元議員も御臨席され、過日開催されました西北五視力障害者福祉会の福祉大会決議事項の一つとして御要望が寄せられておりますが、個人情報保護、守秘義務等々課題も多いことから、先進事例等を調査するなど、検討しているところでございます。視覚障害者の方々が受け取った郵便物を手でさわって即座に市からの重要な文書であることを判断でき、かつ円滑に対応していただきますことは、行政運営上まことに喜ばしいことと存じておりますので、関係団体等と連携を図りながら実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 視覚障害者対策についてお答えいたします。

点字シールの金額等について御質問がございました。まず、点字シールにつきましては、視覚障害者203名ほどおられるわけですが、その中でも要望される方、あるいは要望されない方もございます。したがって、今後は利用される方の把握にまず

努めてまいりたいと考えてございます。

次の点字シールでございますけれども、封筒の片隅に張りつけるわけですが、1枚当たり50円でございます。これの実施については、今後調査しながら対応してまいりたいと考えてございます。

なお、声の広報についても御質問ございましたけれども、これについては広報の全ページをボランティアの方々に録音していただいて、そのテープを登録されております22名の方々に毎月送付して利用していただいております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 教育長。

○教育長（木下 巽） 秋元議員御質問の1つ目の金木公民館の雨漏りとその対策についてお答え申し上げます。

御指摘の雨漏りですが、私も先日行ってまいりました。現在同館内4カ所ほど雨漏りが確認されました。このことは、平成17年度夏あたりから状態が顕著になりまして、20年度において1,000万円ほど予算要求しております。考えられる原因としましては、屋上部分の劣化によるひび割れ等からしみ込んだ雨水が、今申し上げた4カ所から漏れ出したと考えられます。現在応急措置として、ビニールシートで天井裏の漏水を1カ所に集めて時々排水しております。また、木の葉等、屋上の清掃を職員が定期的に行っているとのことでございます。また、予算要求の対策内容ですが、屋上全面を合成樹脂シートの張りつけを考えております。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも秋元議員の御指導をよろしくお願い申し上げます。

続いて、2つ目の伝統芸能保存に対する考え方を御説明申し上げます。伝統芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた市民の貴重な財産であります。この伝統芸能を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育てることを目的とし、補助金を交付してきましたが、今では各保存会が自立した活動を行っているため、補助金は廃止する方向で考えております。今後、このような活動を支援するため、文化庁の文化振興事業等を活用し、伝承者の育成、用具等の整備、映像記録の作成など、市民的財産である伝統芸能の適切な保存、活用を図ってまいりますので、御理解を賜るようお願い申し上げます。

3つ目の給食センターでございますが、センターは昭和43年に建設されまして、ことで39年目になります。現在旧五所川原地域の小中学校合わせて約5,000食の給食を配

食しております。しかし、建物、設備ともに老朽化が著しく、建てかえの必要性を確認しているものの、財政健全化計画を推し進めている現在、その建てかえのための負担は大きく、苦慮しているところでもあります。また、一方では少子化に伴う五所川原地区、特に金木地域の小中学校の統廃合を念頭に置きつつ、給食センターをどのように位置づけるか、大きな課題でもあります。よって、今後給食センターをどの程度の規模で建設するのかは、小中学校の統廃合等も含めた学校運営計画等、総合的な判断の上で建設計画を進めなければならないと考えております。

以上、述べました事情等を考慮し、今後とも御理解、御協力をお願い申し上げます。

○副議長（三潟春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 秋元議員からの飯詰地区における防犯灯の設置について御質問ありましたけれども、何年も前から要望しているけれども、全然設置してくれないと。防犯灯の灯具の故障等については、お知らせいただければ順次整備してはございます。ただ、新設については、ちょっと予算の関係から抑制してございますので、少し時間を要することとは思いますが、そういう現地を確認しながら、できるだけ早目に対応することに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三潟春樹） 18番。

○18番（秋元洋子議員） 市長より点字も検討してくださるという非常にうれしい答弁をいただきました。検討してくださるといことは、前向きな検討だと私は解釈しておりますので、ぜひシールのほうもよろしく願いいたします。五所川原市の6万3,000人の住民の中の203名の方々です。その中でも、弱視の方とか、いろいろございまして、本当にシールの必要な人方は少数だと思うんです。市長の前向きな検討の言葉を聞いて、ほっといたしました。ありがとうございます。

それから、教育長の公民館の件でございますが、公民館は本当に厨房も雨漏りしております。あちこちが大変雨漏りしていて、これは余談になりますが……

（不規則発言あり）

余談、聞きませんか。聞いたほうがいいんじゃないでしょうか。余談聞きたくないそうでございますので言いませんが、公民館の雨漏りは本当に雨が降ったときにごっと落ちてくるんでないんです。二、三日してからたまったのがどっと落ちてくるんです。ですから、職員の人たちがもうあっちこっち走り回って、バケツやら、ごみ箱やら、いろいろなものを置いて対応しております。広間の会議室の畳の床の間の横にベニヤ板みたいな、化粧板みたいなものも張りつけまして対応してございますので、金木の住民の方々がそれを見て中央公民館なくなるんじゃないかという危惧を、先ほども話しましたが、

そう思っているのです。そういう言葉が非常に大きいです。ぜひここでひとつ公民館を修理していただけたなら、そういう危惧をぬぐい払えるのではないかと思いますので…

(不規則発言あり)

すぐ建ててほしいですね。ぜひよろしく願いいたします。1,000万という金額は、この2万4,000円も削っている状況の中で、非常に厳しいと思います。ですが、やらなければいけない場所は、やはりお金をかけてでもやってほしいのです。よろしく願いいたします。ここの部分については、後ほど市長にも答弁をいただきたいと思います。

それから、給食センターの件につきましてですが、教育長の答弁の中に金木地区の統廃合がきちっと決まってからという答弁がございました。それは、私も感じております。金木地区の議員の方々もそう思っている方が何人かいらっしゃいます。統廃合が決まってきちっとした形になったとき、学校の数が決まったときに初めてこの給食センター、ぜひ金木につくってほしいです。中央でございます。中心にございますので、よろしく願いいたします。この部分につきまして、市長、大変答弁苦しいでしょうが、一言お言葉をいただきたいと思います。

あと、伝統芸能保存についての考え方について、これは先ほど私も説明しましたし、教育長も説明してくださいましたとおりで、これをなくすることは絶対にできないことです。継続は力なりで、この方々は何十年来、40年以上も継続してやってきている伝統芸能でございます。金木町から嘉瀬の奴踊りと荒馬をなくしたり、凧の会をなくしたりすることは、五所川原市の損失でございますので、ぜひこれを継承させていただけるよう、よろしく願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 金木公民館の件でございますが、10月20日に金木女性消防団発足式のときの懇親会で、秋元議員にここから雨漏ってきたんだと教えてもらいましたこともあります。金木公民館は、やはりこれからも修理して金木の地区の方々に御利用していただきたい施設でございますし、20年度の予算編成に向けて前向きに検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 18番。

○18番（秋元洋子議員） 最初の市長の答弁から、非常に気持ちよく私は一般質問しております。検討していただけるということは、前向きに事を進めていける、そしてまた私も地域に帰って住民の方々に市長もそう言ってくださっている、教育長もそう言っていると、皆さんも議員も賛成してくださっていると言えるような状況で帰らせていただき

ます。きょうは本当に、非常にいい答弁をいただきました。ありがとうございます。前向きな検討、検討の言葉で、検討でぜひ終わらないようによろしくお願いいたしまして、3回目の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって秋元洋子議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○副議長（三淵春樹） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時06分 散会

平成19年五所川原市議会第6回定例会会議録(第4号)

議事日程

平成19年12月12日(水)午前10時開議

- 第1 議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算から議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分についてまで
-

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算から議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分についてまで
追加日程 議案第157号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
-

出席議員(28名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	5番 山田 善治 議員
6番 伊藤 永慈 議員	7番 吉岡 良浩 議員
8番 成田 和美 議員	9番 鳴海 初男 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 古川 幸治 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福士 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三 湊 春樹 議員	28番 川浪 茂浩 議員
29番 工藤 武則 議員	30番 葛西 収三 議員

欠席議員(2名)

4番 齊藤 一郎 議員	10番 高杉 利彦 議員
-------------	--------------

説明のため出席した者(28名)

市長	平山誠敏
総務部長	三上裕行
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	宮崎堅治
経済部長	笹森英志
建設部長	白戸幸一
会計管理者	中村健
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院	平山耕一
事務局長	工藤勝
水道事業	阿部育也
所長心得	木下巽
教育委員長	木村一善
教育長	大野欽也
教育部長	高橋俊昭
監査委員	川浪太刀男
監査委員	三上隆
局長	太田昭市
選挙管理委員会	鈴木正徳
選挙管理委員会	関秀三
事務局局長	小田桐宏之
農業委員会	佐藤明子
農業委員会	長尾晶久
事務局局長	須藤久男
総務課長	工藤雄三
企画課長	三上義博
財政課長	
市民課長	
保護福祉課長	
農林水産課長	
土木課長	

◎職務のため出席した事務局職員

事務局	長	高橋	満直
次	長	岩川	静子
議事係	長	小林	耕正
庶務係	長	飛鳥	順一

◎開議宣告

- 副議長（三瀨春樹） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。
-

◎日程追加の議決

- 副議長（三瀨春樹） 議事に入る前に申し上げます。
本日市長より議案第157号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を追加提案したい旨の申し出がありました。
お諮りいたします。この際、本件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（三瀨春樹） 御異議なしと認めます。
よって、本件は日程に追加し、議題とすることに決しました。
-

◎追加日程 議案第157号

- 副議長（三瀨春樹） 追加日程、議案第157号を議題といたします。
市長より提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

本日日程に追加されました議案第157号について説明を申し上げます。
議案第157号は、五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。
以上1件が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、本議案も御賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 副議長（三瀨春樹） 常任委員会付託区分表差しかえのため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時22分 再開

○副議長（三潟春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第1 議案第118号から議案第156号まで

○副議長（三潟春樹） 日程第1、議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算から議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの39件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算から議案第134号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算までの17件については、15名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。

よって、以上17件については15名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。

その氏名を事務局長より朗読いたします。

○議会事務局長（高橋満直） 朗読いたします。

2番	井上	浩	議員	3番	片山	英幸	議員
6番	伊藤	永慈	議員	7番	吉岡	良浩	議員
8番	成田	和美	議員	9番	鳴海	初男	議員
11番	平山	秀直	議員	13番	田中	賢一	議員
17番	古川	幸治	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	22番	桑田	茂	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員
26番	加藤	磐	議員				

以上の15名でございます。

○副議長（三潟春樹） ただいま朗読いたしましたとおり、以上の15名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15名の議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第135号 五所川原市農業集落排水処理施設設置条例案から議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの22件及び本日追加提案されました議案第157号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしましたから御報告いたします。

◎休会の件

○副議長（三潟春樹） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理等のため、明13日から17日までの都合5日間は休会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。

よって、以上5日間は休会とすることに決しました。

次回は、来る18日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○副議長（三潟春樹） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分 散会

平成19年五所川原市議会第6回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成19年12月18日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第136号 五所川原市税条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第137号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第138号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第139号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第140号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第154号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第155号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散について
- 第 8 議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第135号 五所川原市農業集落排水処理施設設置条例案
- 第10 議案第142号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第143号 五所川原市ふれあい牧場研修施設設置条例の一部を改正する条例案
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第12 議案第141号 五所川原市し〜うらんど海遊館設置条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第147号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第157号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第15 議案第144号 五所川原市・野池沼群県立自然公園・野園地使用料条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第145号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第146号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第148号 市道路線の廃止について

- 第19 議案第149号 市道路線の廃止について
- 第20 議案第150号 市道路線の廃止について
- 第21 議案第151号 市道路線の認定について
- 第22 議案第152号 市道路線の認定について
- 第23 議案第153号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第24 議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算
- 第25 議案第119号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算
- 第26 議案第120号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第27 議案第121号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第28 議案第122号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第29 議案第123号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第30 議案第124号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第31 議案第125号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第32 議案第126号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第33 議案第127号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第34 議案第128号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第35 議案第129号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第36 議案第130号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
- 第37 議案第131号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算
- 第38 議案第132号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第39 議案第133号 平成19年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第40 議案第134号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第41 発議第 5号 道路財源の確保に関する意見書案

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第136号 五所川原市税条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第137号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案

- 第 3 議案第 1 3 8 号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 1 3 9 号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 1 4 0 号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 1 5 4 号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第 1 5 5 号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散について
- 第 8 議案第 1 5 6 号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第 1 3 5 号 五所川原市農業集落排水処理施設設置条例案
- 第 10 議案第 1 4 2 号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案
- 第 11 議案第 1 4 3 号 五所川原市ふれあい牧場研修施設設置条例の一部を改正する条例案
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 12 議案第 1 4 1 号 五所川原市し〜うらんど海遊館設置条例の一部を改正する条例案
- 第 13 議案第 1 4 7 号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 14 議案第 1 5 7 号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 15 議案第 1 4 4 号 五所川原市・野池沼群県立自然公園・野園地使用料条例の一部を改正する条例案
- 第 16 議案第 1 4 5 号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第 17 議案第 1 4 6 号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第 18 議案第 1 4 8 号 市道路線の廃止について
- 第 19 議案第 1 4 9 号 市道路線の廃止について
- 第 20 議案第 1 5 0 号 市道路線の廃止について
- 第 21 議案第 1 5 1 号 市道路線の認定について
- 第 22 議案第 1 5 2 号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第 1 5 3 号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第24 議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算
- 第25 議案第119号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算
- 第26 議案第120号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第27 議案第121号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第28 議案第122号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第29 議案第123号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第30 議案第124号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第31 議案第125号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第32 議案第126号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第33 議案第127号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第34 議案第128号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第35 議案第129号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第36 議案第130号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
- 第37 議案第131号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算
- 第38 議案第132号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第39 議案第133号 平成19年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第40 議案第134号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第41 発議第 5号 道路財源の確保に関する意見書案
- 追加日程 議案第158号 和解について
- 追加日程 議案第159号 損害賠償額の決定及び和解について
- 追加日程 議案第160号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 追加日程 核兵器廃絶平和都市宣言

◎出席議員（30名）

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員

9番	鳴海初男	議員	10番	高杉利彦	議員
11番	平山秀直	議員	12番	木村博	議員
13番	田中賢一	議員	14番	山口孝夫	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	古川幸治	議員	18番	秋元洋子	議員
19番	稲葉好彦	議員	20番	磯邊勇司	議員
21番	阿部春市	議員	22番	桑田茂	議員
23番	福士寛美	議員	24番	木村清一	議員
25番	野呂國四郎	議員	26番	加藤磐	議員
27番	三潟春樹	議員	28番	川浪茂浩	議員
29番	工藤武則	議員	30番	葛西収三	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（27名）

市	長	平山誠敏
総務部	長	三上裕行
財政部	長	佐藤茂宗
民生部	長	佐藤文治
福祉部	長	宮崎堅治
経済部	長	笹森英志
建設部	長	白戸幸一
会計管理者		中村健
金木総合支所	長	福井定治
市浦総合支所	長	成田義正
西北中央病院		平山耕一
事務局	長	
水道事業	所長	工藤勝
心得		
教育委員	長	阿部育也
教育	長	
教育部	長	木下巽善
		木村一善

監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員	高 橋 俊 昭
監 事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 会 長	川 浪 太 刀 男
委 員 長	
選 挙 管 理 委 員 会 長	三 上 隆
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 会 長	岩 谷 博
職 務 代 理 者	
農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 徳
農 事 務 局 長	
総 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小 田 桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
市 民 課 長	長 尾 晶 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	小 林 耕 正
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員30名、定足数に達しております。
休会前に引き続き会議を開きます。
-

- 議長（齊藤一郎） 議事に入る前に申し上げます。
市長より発言したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。
市長。

- 市長（平山誠敏） 一登壇一

議長のお許しをいただき、皆様に一言御報告申し上げます。

議員各位におかれても御承知のこととは存じますが、去る12月14日夕刻、副市長の山田晴雄氏が御逝去されました。

氏は、平成19年10月1日から西北中央病院に入院され、公務復帰を期し、病氣療養に努めていたところでしたが、相まみえることもかなわず、ついに不帰の客となりました。

小職といたしましては、民生、財政、総務の各部長を歴任し、行政経験豊富な氏を副市長に起用して、財政健全化を初めとする市の重要課題に対して、これからまさにその手腕を遺憾なく発揮していただくとしたやさきにこのような訃報に接することとなり、ただただ残念というほかはございません。

同じく行政を執行する側の立場にある者として、これまでの氏に対する議員各位の御厚情に、故人になりかわりまして御礼を申し上げるとともに、心から氏の御冥福を祈念いたしまして、報告とさせていただきます。

◎黙 禱

- 議長（齊藤一郎） 去る12月14日御逝去されました五所川原市副市長、故山田晴雄殿に、ここに謹んで1分間の黙禱をささげたいと思います。
御起立願います。
それでは、黙禱いたします。

（黙 禱）

- 議長（齊藤一郎） 黙禱を終わります。
御着席願います。

○議長（齊藤一郎） 本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

◎日程第1 議案第136号から

日程第8 議案第156号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第136号 五所川原市税条例の一部を改正する条例案から日程第8、議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの8件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案8件について、去る12日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第136号 五所川原市税条例の一部を改正する条例案について、本件は入湯税に関する規定を整備するため提案するものであるとの説明に対し、他市の状況について、税率について、用途についてなどの質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案について、本件は各種手数料の額を改めるため提案するものであり、一般的証明手数料の下限を1件300円とするものであるとの説明に対し、農地関係証明の内容について、値上げによる増収見込額について、他市の状況についてなどの質疑があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案について、本件は教職員住宅の使用料月額を改めるため提案するものであるとの説明に対し、喜良市小学校教職員住宅の現状と今後の見通しについて質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例案については、金木高等学校市浦分校の授業料月額を改めるため提案するものであるとの説明に対し、現在の生徒数について及び今後の学校存続の見通しについて質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例案について、

本件は中央公民館及び金木公民館の使用料を改めるため提案するものであるとの説明があり、これに対し公民館の利用状況及び値上げによる影響について、施設管理について、社会教育指導員の配置について質疑があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号 つがる西北五広域連合規約の変更について、本件は広域連合の執行機関に新たに顧問を設置できることとするため提案するものであるとの説明に対し、顧問設置の場合の当市の費用負担について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第155号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散について、本件は事務組合の解散について地方自治法の規定により構成団体の議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、県補助金の返還義務について、事務組合を組織した理由について、施設のメンテナンスなどについて質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第156号 ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分について、本件は事務組合の解散に伴い、その財産のすべてを五所川原市に帰属するため、地方自治法の規定により関係団体の議会の議決を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

21番。

○21番（阿部春市議員） 議案第136号について質疑をしたいと思います。

今委員長のほうから他市の状況、それから税率、用途について質疑があったという説明ありました。そこで、他市の状況について、ぜひ説明をお願いします。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 議案第136号については、委員会では一部の委員からいろいろ話あったわけなんですけど、詳細については事務方より説明お願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 県内全市が制度として導入しておりまして、八戸市については実際免除している状況であります。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 県内他市の状況は、八戸は免除しているけれども、ほかの市はどうだっているんですか。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） ほかの市は、宿泊の場合150円の入湯税を徴収していると同時に、市によっては日帰りについては1,050円以上を150円徴収するとか、日帰りについての規定についてはばらばらである状況であります。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） この入湯税というのは、元来温泉の観光地を対象にしたのではないかと、こう思うんです。例えば県内であれば浅虫とか、大鰐とか、そういったところが本来のこの入湯税の目的じゃないかと、こう思うんですが、そこら辺どうなっているのか。

それから、常任委員会で議論になったかと思えますけれども、対象者は観光で来た人とするのか、それとも仕事で来てその温泉に入った人が対象になるのか、そしてもし温泉に入らない、入ったというのがだれがどこで確認するのか、ここがちょっとわからないわけですが、その辺どうですか。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） この入湯税につきましては、観光や環境衛生、その他に対する目的税として地方税法で定められておりますので、これはその入湯客が納めなければいけない地方税であります。徴収の方法につきましては、実際に観光目的で宿泊されている方か、もしくは仕事で宿泊されている方か、それにつきましてはあくまでこの地方税法ではその入湯客、温泉を持っている施設に宿泊し、入湯されたお客様に納めていただく税金でございますので、それにつきましては今事務的に各業者とどういう形で徴収させていただくかというのを、この税は温泉の業者の方が特別徴収義務者でありますので、その徴収義務者と事務的に調整を進めているところであります。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） もう一回で終わりですか。まだいいんでしょう。

○議長（齊藤一郎） 3回までになっておりますから。どうぞ。

○21番（阿部春市議員） それから、この税を導入するに当たって、県の旅館組合と相談をしたのか。

それから、事務事業の見直しの説明会のときに、財政課長はその対象者は8施設、そして収入は450万ですよという説明をしました。その後、何ら我々に説明なく、加藤議員の一般質問で年間300万になりましたという答弁をしているわけです。我々に何も説

明がなく、一般質問の段階で額が変わるといふ、ここの説明責任というの、私は重大だと思ふんです。3日ほど前、財政課長から私のうちに電話来ました。300万の理由は、いろいろ調査したら、いわゆる精査したらということなんでしょう。精査したら、300万ですよ。私に電話来たということは、議員全員に皆さん連絡したんですか。しかも、一般質問で財政部長はさり気なく300万ですということなんです。何かここら辺わかりにくいんです。そこら辺、どういう背景があったのか説明求めます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） まず、最初の県の旅館組合と相談したのかということですが、こちらについてはあくまで県内で入湯税を導入していない市というのは当市だけです。ほかの市は当然徴収するべきものとして制度化されておりますので、こちらのほうは相談はしていないものです。

あと、その450万から300万に変更した理由ですが、こちらについては当初は宿泊者全員から150円いただくという形で積算しておりましたが、実際にその8つの業者と事務的に調整を進めている中で、必ずしも温泉に入湯しないお客様もいらっしゃるということをお聞きしまして、やはり温泉に入湯した住民に課せられる地方税でありますので、その温泉に実際に入湯したお客様の数を積算したところ、今現在最低限300万円は計上できると、そういう状況で300万円と変更したところであります。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） これからの部分で、今みたいな事務事業での説明会のとき450万、一般質問で300万になりましたと。我々に一切説明もなくそういう答弁というのはいかかなものかと、こう思いますので、気をつけていただかないと困ります。

それから、この8施設のうち、私は4施設の責任者とお会いしてきました。「どうなんだ」、「どうであったんだば」という話を聞きました。そうしたら、最初アンケートをとったそうです。アンケートをとったら、全員反対だったそうです。それじゃだめだということで、個別に訪問して説得に当たったようです。しかも、その説得の仕方が、もう決まると、この入湯税を導入することが決まったというふうなことで説得に当たったのではないかと。その施設のある1人が私にそう言っていますから、やっぱり議会の承認がなくて決まったという、その説得の仕方というのはいかかなものかと思ふんです。もう一人のある人は、私に入湯税は知っているけれども、12月20日の日に説明会があるので、それで内容を確認したいということなんです。ですから、私逆に今議会で提案されている内容を説明したんです。それ初めて聞きましたということなんです。ですから、私に言わせると、何か先を急いでいるのではないかと、こう思わざるを得ません。議長

が余計しゃべるなというふうな顔していますので、これ以上しゃべりませんが、今これを提案して、4月1日に導入したいという市長提案ですよ。ただ、こういうふうな事例を見るにつけ、まだ時機が熟していないんじゃないかと、こう思わざるを得ません。

こまいことをもう二、三言いたいことはあるんですけども、私はこの議案に対して、大変失礼ですけども、保留をして、賛成するわけにはいかないということを表明しておきます。

○議長（齊藤一郎） 1番。

○1番（花田 進議員） 事務方のほうにお聞きしたいんですが、例えば手数料条例とか公民館設置条例の文面を見ても、どうなるのかがさっぱりわからない議案が提出されて、議案はそれでいいんでしょうが、議員に説明がないわけです。委員会にだけは、各委員会にそれぞれ細かい資料が出てくると。だけど、採決するのは議場の議員なわけですから、私は全員にやっぱり実際こうなるのだということをちゃんと資料として出すべきなのではないかと、それは常々説明会でも前から言ってきたんですが、一向にしゃべった議員にしか物が来ないというこの状況は、ちょっと納得できないということが1つと、それに答弁して。

私、同僚議員からもらった公民館の設置条例の新旧の対照表があるわけですが、それを見て初めて何ぼ上がるのだというふうなことがわかる状況では、大変困る。それで、例えば公民館の条例を見たんですが、1つ質問ですが、金木と五所川原の中央公民館では、値上げ額はもちろん率でいうとかなり違うわけですが、実質的に。例えば大ホールでいうと、大体140円から五所川原だと107円ぐらい時間当たり値上げになるんですが、金木のほうは240円も値上げになると。今金木で合併して大変だと、何もいいことねえと言われている中で、この値上げの率とか幅が金木にどうしてこんなに高くなったのかだけ質問します。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（木村一善） 花田議員に御説明いたします。

中央公民館の使用料につきましては、利用者の実態に即した使用料の徴収として、これまで午前、午後、夜間等に分けておりましたものを1時間当たり幾ら幾らという形で今回改正いたしました。その結果、およそ20%から30%ぐらいのアップになっております。また、金木公民館につきましては、従前から金木につきましては時間当たり単位で使用料を設けておりましたが、今般の集中改革プランの中でのコスト計算の中で、500円以下の部分につきましては、およそ40%から50%のアップ率が示されております。

確かに金木、非常に利用率も高いわけでありますが、これまで以上にまた使っていただくためには、それはある程度のコスト的な部分で下げればよろしいんですけども、今般の手数料、使用料につきまして、おおよそそういうコスト計算に基づきましての料金設定いたしましたということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 1番。

○1番（花田 進議員） 市長にお伺いしますが、やはり行政の行き渡ったサービスというときに、なかなか金木、市浦に行き渡っていないという状況の中で、あえて旧五所川原よりも高い料金で設定した値上げ案を出すことがどういう考えから来ているのか、そこをお伺いします。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 別に金木のほう、特に高いとかでなくて、それぞれのコスト計算の結果によるものと思いますが、1時間当たりの額からいけば、決して五所川原より飛び抜け高いというふうには思っていない。あと、中央公民館の大ホール、9時から5時まで1時間当たり1,190円、金木のほうは大会議室のほうで1時間当たり600円ということですので、そう金木のほうだけが高く設定したというふうには理解しておりません。

○議長（齊藤一郎） 1番に申し上げます。

委員長報告に対する質疑でございますので、そこわきまえてひとつお願いします。

○1番（花田 進議員） 意見だけ、それじゃ。

大きさがあられるわけですので、市長が600円と1,190円を比べても意味がないわけで、ぜひ値上げ率が高いと認めているわけですので、その辺は市民に対する思いやりを出してほしいということでもあります。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第136号から議案第140号まで及び議案第154号から議案第156号までの8件は原案可決であります。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 阿部議員、何号ですか。

○21番（阿部春市議員） 136号について、先ほど言いましたとおりまだ時機が熟してい

ないという。

○議長（齊藤一郎） 花田議員は。

○1番（花田 進議員） 137号と140号に反対であります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告のうち、議案第136号、議案第137号、議案第140号に異議がありますので、まず議案第136号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第136号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第137号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第137号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第140号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第140号は委員長の報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました3件を除く5件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された3件を除く5件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第135号から

日程第11 議案第143号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第9、議案第135号 五所川原市農業集落排水処理施設設置条例案から日程第11、議案第143号 五所川原市ふれあい牧場研修施設設置条例の

一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長（伊藤永慈） 一登壇一

おはようございます。報告の前に、副市長、故山田晴雄氏の御冥福を心からお祈りを申し上げます。

本定例会で経済常任委員会に付託されました議案3件について、去る12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

まず、議案第135号 五所川原市農業集落排水処理施設設置条例案について、本件は使用料体系を現在の梅田、藻川地区の世帯割制から蒔田地区の従量制へ切りかえることを目的としており、その背景としてこれまで梅田、藻川地区について簡易水道を使用する世帯が多かったものの、住宅の建てかえにより公共上水道加入率が上昇し、下水道利用世帯がふえ、蒔田地区と同様に従量制とすることで3地区の料金体系の統一を図るべく、今後3年間で段階的な料金改定を実施するものであるとの説明があり、料金算定方法及び加入率に対する質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第142号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案について、本件は3地区に分かれていた牧野の使用料を統一し、成牛及び育成牛の各使用料単価を統一するものであるとの説明があり、対象頭数や使用料改定による増収見込み等に対する質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号 五所川原市ふれあい牧場研修施設設置条例の一部を改正する条例案について、本件は毘沙門地区の研修施設の1時間当たり及び宿泊の1棟当たり使用料について改定するもので、それとともに利用者が4人を超える場合の超過料金については削除し、1棟当たりの利用者数上限を8人と改めるものであるとの説明があり、年間利用者数や超過料金廃止及び利用者上限設定に至るまでの経緯に対し質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第135号、議案第142号及び議案第143号の3件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の3件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第141号から

日程第14 議案第157号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第12、議案第141号 五所川原市し～うらんど海遊館設置条例の一部を改正する条例案から日程第14、議案第157号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） 一登壇一

本定例会で民生常任委員会に付託されました議案3件について、去る12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第141号 五所川原市し～うらんど海遊館設置条例の一部を改正する条例案について、本件は条例においては施設の使用料及び利用料を定めることとなっており、同施設でのマッサージ等は指定管理者の自主事業であることから、入館料、使用料及び利用料のみを規定し、その額については行革による見直しに順次改定するものであるとの説明があり、し～うらんど海遊館の運営状況について、施設へのバス運行について、利用者数について等の質疑があり、説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号 五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案について、本件は西北中央病院の土曜日の外来診療を平成20年1月から休診することに伴い、所要の事項を改めるために提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第157号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案につ

いて、本件は学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項を改めるために提案するものであるとの説明があり、対象者の年齢と学校教育法との関係について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決いただきますようお願い申し上げ、御報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第141号及び議案第147号並びに議案第157号の3件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の3件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第15 議案第144号から

日程第23 議案第153号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第15、議案第144号 五所川原市・野池沼群県立自然公園・野園地使用料条例の一部を改正する条例案から日程第23、議案第153号 市道路線の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案9件について、去る12月12日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第144号 五所川原市・野池沼群県立自然公園・野園地使用料条例の一部

を改正する条例案ですが、加算料金に関する条項が今までなかったためにこれに加え、また使用料も改めるため提案するものであるという説明があり、加算料金の対象、使用料の改正による収入の見込み等の質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第145号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例案ですが、津軽フラワーセンター曲水の館の使用料を改めるために提案するものであるという説明があり、当該施設の利用状況、管理委託費等の質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案ですが、入居に際し優遇対象者を現状に合ったものにするとともに、今年度建設された金木さくら団地18戸を加えるため提案するものであるという説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号から議案第150号までの市道路線の廃止についてですが、この3線はすべて十川河川改修事業に伴い道路延長に変更が生じたため、改めて市道路線を認定することから、道路法の規定により廃止するため提案するものであるという説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第151号から議案第153号までの市道路線の認定についてですが、これらは廃止する3路線の道路延長が変更になるため提案するものであるという説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決いただきますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第144号から議案第146号まで及び議案第148号から議案第150号までの6件は原案可決、議案第151号から議案第153号までの3件は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の9件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第24 議案第118号から

日程第40 議案第134号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第24、議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算から日程第40、議案第134号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算までの17件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（伊藤永慈） 一登壇一

去る12日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私伊藤永慈が、副委員長に野呂國四郎委員が選任され、翌13日に付託されました議案17件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第118号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算については、市町村発元気なあおもりづくり支援事業費補助金の事業内容と効果について、障害者自立支援対策臨時特例交付金の内容について、日本一健康な土づくり農業実践事業費補助金について、不動産売払収入の内容について、清掃総務費の減額内容について質疑があり、それぞれ答弁を了として全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第122号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計補正予算までの4件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算については、職員人件費等について質疑があり、答弁を了として全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算及び議案第125号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算については、農業集落排水事業債について質疑があり、公営企業金融公庫からの借り入れ分

で借り入れ利率5%以上の市債を借りかえするものであるとの答弁を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算から議案第131号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算までの5件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算については、前年度未収金及び前年度未払金について質疑があり、答弁を了として全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 平成19年度五所川原市水道事業会計補正予算及び議案第134号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第118号から議案第134号までの17件は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の17件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第41 発議第5号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第41、発議第5号 道路財源の確保に関する意見書案を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

17番古川幸治議員。

○17番（古川幸治議員） 一登壇一

発議第5号 道路財源の確保に関する意見書案ではありますが、根幹的な社会基盤施設である地方の道路整備が急務であります。詳細については皆様のお手元に配付しております議案書のとおりでありますので、説明を省略させていただきますが、何とぞ満場の御賛同を得、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 発議第5号 道路財源の確保に関する意見書案の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（齊藤一郎） 次に、本日市長より議案第158号 和解についてから核兵器廃絶平和都市宣言までの4件を追加提案したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、以上の4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程 議案第158号から

追加日程 核兵器廃絶平和都市宣言まで

○議長（齊藤一郎） 次に、追加日程、議案第158号 和解についてから追加日程、核兵器廃絶平和都市宣言までの4件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

本日日程に追加されました議案第158号から議案第160号までについて説明を申し上げます。

議案第158号は、和解についてであります。和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第159号は、損害賠償額の決定及び和解についてであります。損害賠償額を定め和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第160号は、平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入68億3,588万1,000円、支出70億3,922万9,000円とするものであります。

以上3件が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、本日日程に追加されました核兵器廃絶平和都市宣言についてであります。同宣言は合併前の五所川原市で行っており、全国で7割強の自治体においても行っております。当該宣言については、合併協定書により新市発足後定めるとされており、新市最初の議員一般選挙を経た現在、宣言の意思を皆様にお諮りする時期としてふさわしいものであると存じております。

なお、宣言後は広島、長崎を初めとする他の自治体、関係団体等と連携協力しまして、核兵器の廃絶と世界平和の実現を目指し、努力してまいりたいと存じておりますので、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、説明といたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております4件については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の4件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 追加日程、議案第158号 和解についてを議題といたします。
質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤一郎） 次に、追加日程、議案第159号 損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤一郎） 次に、追加日程、議案第160号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算を議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。
採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤一郎） 次に、追加日程、核兵器廃絶平和都市宣言を議題といたします。
宣言文の朗読を求めます。

総務部長。

○総務部長（三上裕行） 核兵器廃絶平和都市宣言。

戦争をなくし平和を実現することは、人類の共通の願いである。

しかしながら、核軍備は依然として行われ、人類の生存に深刻な脅威をあたえている。

わが国は、世界唯一の被爆国として、再びこの地上に広島・長崎の被爆者の苦しみを絶対に繰り返させてはならない。

わたくしたち五所川原市民は、平和を守り郷土の限りない発展と住みよいまちづくりを実現しようとしている。

わたくしたち五所川原市民は、非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々と共に恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市をここに宣言する。

平成19年12月18日、五所川原市。

○議長（齊藤一郎） これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、核兵器廃絶平和都市宣言は原案のとおり決議されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め伊藤予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、今定例会一般質問の内容におきましても、市の財政健全化についてただすものが多く、議員各位が市財政に対して重大な関心を寄せておられることをひしひしと感じているところであります。

財政の健全化に近道はなく、ただ歳出抑制、歳入確保という2つの柱を粛々と実行していくほかはございません。本年4月から小職以下職員の給与削減を行い、さらに9月定例会においては議員発議により議員報酬等の削減の議決を賜っておりますが、いまだ健全化への道は険しく、まことに遺憾ではありますが、市民の皆様様の痛みを伴う行財政改革を断行せざるを得ない状況となっております。

歳出抑制としては、すべての事務事業の見直し、精査により事務事業の存廃を吟味し、法令に義務づけのないものや身体、生命、財産に直接かわりのないものについて、市単独補助金を初めとして事務事業の休止、廃止及び縮小を決断したものもあります。一方、歳入確保としては、法律上の要請またはサービスを利用した方にコストの面から応

分の負担をいただくという観点に立脚しつつ、今定例会で条例の議決をいただいた入湯税の導入、各種使用料、手数料の見直しがございます。これらは、現象面ではサービスの低下、負担の増加にほかなりませんが、財政破綻を避けるには当面ひたすら収支の均衡という単純かつ難しい課題を解決するために、小さな決断を一つ一つ積み重ねて努力する以外にないと考えているところであります。

明年早々には、これらの改革の結果を公表すると同時に、市民の皆様に対しまして率直に市の現状を御説明申し上げる機会を設けたいと存じておりますので、議員各位におかれましては、何とぞ特段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、財政面では厳しい年であったと総括せざるを得ない本年でありましたが、去る12月14日から津軽自動車道浪岡五所川原道路全線と一般国道339号五所川原北バイパスの一部が開通いたしましたことは、まことに喜ばしい限りであります。これらの道路は、当地域の交通利便性の向上をもたらし、地域救急医療体制の充実、津軽広域観光ルートの形成など、必ずや地域発展に大きく貢献するものと期待しているところであります。

年の暮れも押し迫った時節柄、多忙の折ではございますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、市勢伸展のためにますます御活躍くださいますよう、そしてどうぞお健やかに新年をお迎えになられますよう心から祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成19年五所川原市議会第6回定例会を閉会いたします。

午前11時46分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年12月18日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会議員 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 稲 葉 好 彦

五所川原市議会議員 磯 邊 勇 司